

ライフサポート保険

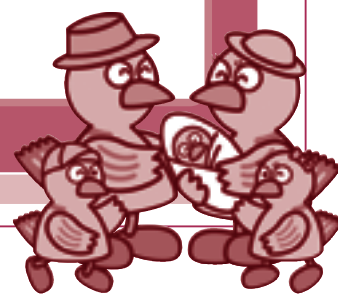
保険期間 令和5年3月1日～令和6年2月29日

●ライフサポート保険の位置づけ

会員の万一の際の生活資金を補完する互助会独自の互助共済制度です。
医療費に対する支援もあり、会員の経済的な負担や不安に備えることができます。

重要!

- ライフサポート保険(緊急一時金)のコース整理(同一保障内容のコースの一本化)を行います!**
▶ 所定のコース(O、P、Q、R、S)に加入している方はコース移行のお手続きをお願いします。
- 新型コロナウイルス感染症による自宅療養を保障対象とする制度があります。**
▶ 就業不能サポート制度、医療費支援制度、総合医療サポートの3つの制度で給付金をお支払いします。
- 内容変更・脱退は募集期間内にお手続きください。**
▶ 退職時等を除き、募集期間外の変更・脱退はできません。
▶ 募集期間中に申込書の提出がない場合は自動更新となります。
▶ 募集期間は令和4年9月1日(木)～11月25日(金)です。
▶ 面談をご希望の方は事前にご連絡ください。



埼玉県マスコット「コバトン」

「ライフサポート保険」**0120-347-900**
フリーダイヤル開設中!

【期間】令和4年9月1日～11月25日
【時間】9:00～17:00 土日を除く
※照会受付期間終了後は03-5289-7587まで



【注意喚起情報】・【契約概要】はP3～6に記載しています。ご加入前に必ずご確認のうえ、お申込みください。

※三大疾病克服支援制度(70歳継続型)については、P7・8をご覧ください。

申込締切日

令和4年11月25日(金)

責任開始期
(加入日)

令和5年3月1日(水)

① はじめに

本制度の商品の概要と特長をご案内します。
商品の保障内容については、各商品のページをご確認ください。

商品の名称	商品の特長
死亡高度障害 ライフサポート保険(緊急一時金) 年金払特約付団体定期保険	<ul style="list-style-type: none"> ◎死亡、所定の高度障害を保障します。 ◎保険金を一時金または年金で受け取ることができます。 ◎配当金があります。(1年毎に収支計算を行い、剰余金が生じた場合)
死亡高度障害 ライフサポート保険(長期生活資金) 年金払特約付障害特約付子ども特約付新・団体定期保険	<ul style="list-style-type: none"> ◎死亡、所定の高度障害を保障します。 ◎保険金を一時金または年金で受け取ることができます。 ◎配当金があります。(1年毎に収支計算を行い、剰余金が生じた場合)
就業不能 就業不能サポート制度 特定精神障害給付特約付初期支援給付特約付団体総合就業不能保障保険	<ul style="list-style-type: none"> ◎病気やケガで働けない場合(就業不能状態)を保障します。 ◎入院だけでなく、医師の指示による自宅療養も保障します。
入院 医療費支援制度 家族特約付治療支援給付特約付先進医療給付特約付無配当団体医療保険	<ul style="list-style-type: none"> ◎病気・ケガで1日以上入院をした場合、もしくは入院を伴わない手術や放射線治療を受けた場合にそれぞれ給付金をお支払します。
入院 総合医療サポート 代理請求特約[Y]付集団無配当医療保険	<ul style="list-style-type: none"> ◎病気や不慮の事故による傷害を原因とした入院、所定の手術などを保障します。 ◎三大疾病(がん・上皮内がん、急性心筋梗塞、脳卒中)による入院は、支払日数無制限です。
特定疾病等 三大疾病克服支援制度(初期給付型) 7大疾病保障特約付、がん・上皮内新生物保障特約付、リビング・ニース特約付、代理請求特約[Y]付集団無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)	<ul style="list-style-type: none"> ◎7大疾病および上皮内新生物、死亡・所定の高度障害を保障します。 ◎余命6カ月以内と判断されるとき、主契約の死亡保険金の前払請求ができます。(リビング・ニース特約) ※特約の付加により保障内容が異なります。
特定疾病等 三大疾病克服支援制度(70歳継続型) 7大疾病保障特約付、がん・上皮内新生物保障特約付、リビング・ニース特約付、代理請求特約[Y]付集団無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)	<ul style="list-style-type: none"> ◎7大疾病および上皮内新生物、死亡・所定の高度障害を保障します。 ◎余命6カ月以内と判断されるとき、主契約の死亡保険金の前払請求ができます。(リビング・ニース特約) ※特約の付加により保障内容が異なります。
死亡高度障害 セカンドライフサポート リビング・ニース特約付、代理請求特約[Y]付集団無配当定期保険(Ⅱ型)	<ul style="list-style-type: none"> ◎死亡、所定の高度障害を保障します。 ◎退職後も保障を継続できます。 ◎余命6カ月以内と判断されるときに保険金の前払請求が可能です。(リビング・ニース特約)

【その他ご加入にあたっての注意事項】

- 配偶者・子どもについては、本人の加入が条件です。(配偶者・子どものみの加入はできません。)
- 本人が脱退した場合には、配偶者・子どもも同時に脱退となります。また、本人が死亡した場合も、配偶者・子どもは同時に脱退となります。
- 子どもを加入させるときは、加入資格のある子どもは全員同内容にて加入となります。
- ライフサポート保険(緊急一時金)とライフサポート保険(長期生活資金)はセットでの加入が必要です。
- 就業不能サポート制度・医療費支援制度・総合医療サポート・三大疾病克服支援制度(初期給付型)・三大疾病克服支援制度(70歳継続型)・セカンドライフサポートについては、ライフサポート保険(緊急一時金・長期生活資金)の加入が条件です。

注★：本人が扶養する子で、健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち、子に関する規定を準用します。
注☆：子どもについては、本人が加入している公的医療保険制度の被扶養者で本人と同一戸籍に記載されている方に限ります。

◎マークについて 本パンフレットを読み進める上で、特に注意が必要な事項などについて、以下のマークを付けています。
 保険金や給付金をお支払いできないことがあります。特にご確認ください。
 表示しているページ(左の例では5ページ)の内容もあわせてご確認ください。

ご加入いただける方		
本人	配偶者	子ども
互助会員で、17歳6カ月を超え66歳6カ月までの方(継続は70歳6カ月までの方) [年齢は令和5年3月1日現在の満年齢です。 配偶者の保険金額は、本人と同額以下でお申し込みください。]	17歳6カ月を超え70歳6カ月までの方	(ご加入いただけません)
互助会員で、17歳6カ月を超え66歳6カ月までの方(継続は70歳6カ月までの方) [年齢は令和5年3月1日現在の満年齢です。 配偶者・子どもの保険金額は、本人と同額以下でお申し込みください。]	17歳6カ月を超え70歳6カ月までの方	2歳6カ月を超え22歳6カ月までの方 ^{注☆}
互助会員で、17歳6カ月を超え66歳6カ月までの方(継続は70歳6カ月までの方) ※ただし退職した場合は継続はできません [年齢は令和5年3月1日現在の満年齢です。]	(ご加入いただけません)	(ご加入いただけません)
互助会員で、17歳6カ月を超え65歳6カ月までの方(継続は70歳6カ月までの方) [年齢は令和5年3月1日現在の満年齢です。 配偶者・子どもの保険金額は、本人と同額以下でお申し込みください。]	17歳6カ月を超え65歳6カ月までの方(継続は70歳6カ月までの方)	2歳6カ月を超え22歳6カ月までの方 ^{注☆}
互助会員で、17歳6カ月を超え65歳6カ月までの方(継続は70歳6カ月までの方) [年齢は令和5年3月1日現在の満年齢です。 配偶者の保険金額は、本人と同額以下でお申し込みください。]	17歳6カ月を超え65歳6カ月までの方(継続は70歳6カ月までの方)	(ご加入いただけません)
互助会員で、17歳6カ月を超え65歳6カ月までの方(継続は70歳6カ月までの方) [年齢は令和5年3月1日現在の満年齢です。 配偶者の保険金額は、本人と同額以下でお申し込みください。]	17歳6カ月を超え65歳6カ月までの方(継続は70歳6カ月までの方)	(ご加入いただけません)
ご加入いただける方についてはP37「ご加入いただける方」をご覧ください。		
互助会員で、17歳6カ月を超え65歳6カ月までの方 [年齢は令和5年3月1日現在の満年齢です。 配偶者の保険金額は、本人と同額以下でお申し込みください。]	17歳6カ月を超え65歳6カ月までの方	(ご加入いただけません)

※三大疾病克服支援制度(70歳継続型)は、P37「ご加入いただける方」をご覧ください。
ご加入いただくには告知内容に該当することが必要です。
申込書および本パンフレット「注意喚起情報」の告知内容を必ずご確認ください。

※三大疾病克服支援制度(従来型)については新規加入の取扱いをおこなっていません。

◎見出しについて
本パンフレットは全ページを通して、右部にコンテンツマップをご用意しています。制度の全体像やご覧になられている項目の確認などにご利用ください。

はじめに
本制度の特長と本パンフレットについての説明

注意喚起情報・契約概要
重要です
必ずお読みください

契約概要・注意喚起情報[三大疾病克服支援制度(70歳継続型)]
重要です
必ずお読みください

ライフサポート保険(緊急一時金)
ポイントと、保障内容の説明

ライフサポート保険(長期生活資金)
ポイントと、保障内容の説明

就業不能サポート制度
ポイントと、保障内容の説明

医療費支援制度
ポイントと、保障内容の説明

総合医療サポート
ポイントと、保障内容の説明

三大疾病克服支援制度(初期給付型)
ポイントと、保障内容の説明

三大疾病克服支援制度(70歳継続型)
ポイントと、保障内容の説明

セカンドライフサポート
ポイントと、保障内容の説明

ライフサポート保険(既加入者コース)

ご注意いただきたいこと
お申し込みの際に、充分にご確認
いただきたい内容について

保険金等のお支払いについて 三大
疾病克服支援制度(70歳継続型)

互助会員ではなくなった場合の取扱い

② 注意喚起情報・契約概要

ここではライフサポート保険(緊急一時金)・ライフサポート保険(長期生活資金)・医療費支援制度・就業不能サポート制度・総合医療サポート・三大疾病克服支援制度(初期給付型)・セカンドライフサポートについて記載しております。

三大疾病克服支援制度(70歳継続型)については、P.7-8をご覧ください。

注意喚起情報

このページは、ご加入にあたり特にご注意いただきたい点を記載しております。ご加入の前に、必ずお読みください。また、詳細につきましては、本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。

1 保険金・給付金がお支払いできない主な場合について

保険会社に保険金・給付金を請求された方のうち、お支払いできなかった代表的なケースをご紹介します。

高度障害保険金の事例

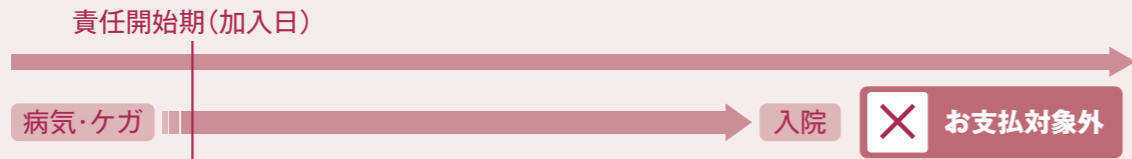
約款に定める「高度障害の状態」に該当しない障害のとき

- 障害状態が回復の見込みがある場合は、高度障害保険金をお支払いできません。
- 責任開始期(加入日)前に発生した病気やケガを直接の原因とする場合も、原則として高度障害保険金をお支払いできません。

入院給付金(保険金)の事例

責任開始期(加入日)前の発病・ケガにより入院した場合

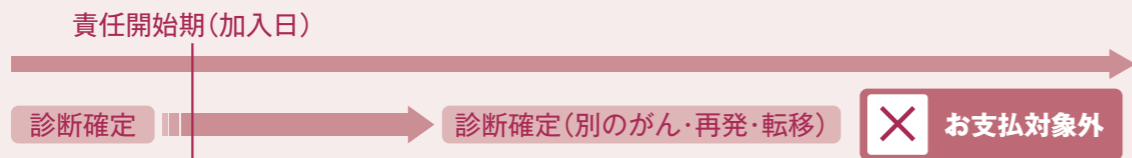
- 責任開始期(加入日)前に発生した病気やケガを原因とする場合は、原則として入院給付金(保険金)をお支払いできません。



特定疾病保険金の事例

生まれて初めての「がん」でないとき

- 責任開始期(加入日)前に「悪性新生物(がん)」と診断確定されていた場合は、特定疾病保険金をお支払いできません。お支払いできる「悪性新生物(がん)」の条件には、「責任開始期(加入日)前を含めてはじめて診断確定されたものに限り。」という条件があります。責任開始期(加入日)以後に診断確定されたお支払対象のがんの発生部位が、責任開始期(加入日)前に診断確定されたお支払対象のがんと異なる場合も、お支払いの対象とはなりません。※責任開始期(加入日)前の診断内容が、ご本人に知らされていなかった場合でもお支払いできません。



解除・免責

告知義務違反のため、ご契約が解除となったとき

- 約款に定める「解除・免責」項目に該当する場合は、保険金・給付金をお支払いできません。また、すでにお払い込みいただいた保険料もお返しできないことがあります。「解除・免責」項目には、たとえば、以下の項目があります。
 - ・告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約が告知義務違反により解除となったとき
 - ・責任開始期(加入日)から起算して所定の期間以内に被保険者が自殺したとき など

保険金・給付金のお支払いに関する詳細は参照ページをご確認ください。 **P.43**

2 告知内容について



- 現在および過去の健康状態などについて、ありのままにお知らせいただくことを告知といいます。
- 申込書兼告知書で引受保険会社がおたずねすることについて、事実のありのままを、正確にもれなくご確認いただき、お申込みください。
- 正しく告知をいただけない場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除され保険金・給付金などをお支払いできないこともあります。

告知内容をご確認ください。

ご加入いただける方の詳細につきましては「はじめに」P.1をご参照ください。

Step1 まずは「申込日(告知日)現在」の就業状態、健康状態が以下のとおりであることをご確認ください。

現在の就業状態

本人

- 病気やけがで休職・休業中でなく、かつ、病気により就業を制限されていません。
- ③「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。

現在の健康状態

配偶者・子ども

- 医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。
- ③①「治療」には、指示・指導を含みます。
- ②「医師による治療期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。

Step2 つぎに、加入する商品ごとに過去の傷病歴が以下のとおりであることをご確認ください。

ライフサポート保険(長期生活資金)
ライフサポート保険(緊急一時金)
セカンドライフサポート

三大疾病克服支援制度(初期給付型)
● 7大疾病保障特約
● がん・上皮内新生物保障特約

医療費支援制度
就業不能サポート制度
総合医療サポート

過去12カ月以内の健康状態

- 申込日(告知日)より起算して過去12カ月以内に、別表記載の病気により連続して14日以上入院をしたことはありません。

過去3カ月以内の健康状態

- 申込日(告知日)より起算して過去3カ月以内に、医師による診察または健康診断・人間ドックを受け、その結果、検査(再検査・精密検査を含みます)・入院・手術をすすめていません。
- ③検査をすすめられ検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。

過去5年以内の健康状態

- 申込日(告知日)より起算して過去5年以内に、腫瘍、ポリープまたは別表記載の病気により、連続して7日以上入院をしたことはありません。

過去2年以内の健康状態

- 申込日(告知日)より起算して過去2年以内に、医師による診察・検査・治療を受けた期間または薬の処方期間が、14日以上要した病気にかかったことはありません。
- ③①同一の病気で転院・転科している場合は通算します。
- ②「医師による診察・検査・治療を受けた期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。
- ③診察・検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。
- ④「治療」には、指示・指導を含みます。

【別表】

がん、肉腫、悪性腫瘍、白血病、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、てんかん、狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心臓病、心筋症、不整脈、高血圧症、胃かいよう、十二指腸かいよう、肝炎、肝硬変、腎炎、ネフローゼ、腎不全、子宮筋腫、糖尿病

三大疾病克服支援制度(初期給付型)の「がん・上皮内新生物保障特約」は、以下のとおりであることをご確認ください。

現在までの健康状態

- 申込日(告知日)現在までに、悪性新生物(がん・肉腫・悪性リンパ腫・白血病を含みます)または上皮内新生物(上皮内がん)と診断されたことはありません。

- 企業・団体の社員・職員、保険会社の職員等に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、申込書兼告知書における告知内容をご確認のうえ、お申込み(新規加入・増額)ください。

<総合医療サポート・三大疾病克服支援制度(初期給付型)・セカンドライフサポートの場合>

- 引受保険会社と既に別の保険契約がある場合、その保険金額、保険種類等によっては、お申込後、ご加入をお断りする場合があります。

告知内容に関するお問い合わせ

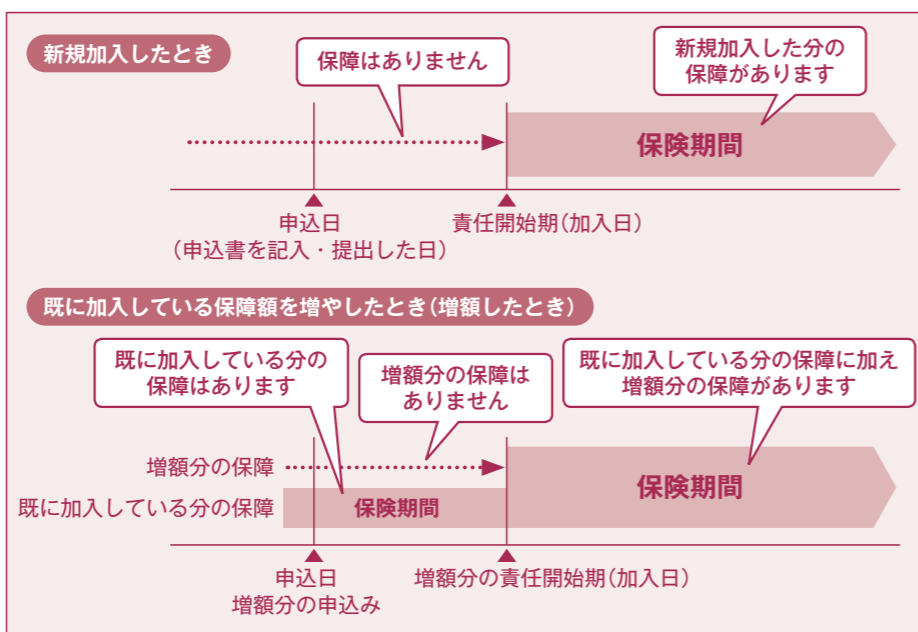
明治安田生命保険相互会社 団体保険ご照会窓口

0120-661-320

受付時間：平日(土曜・日曜・祝日・年末・年始は除く)9:00~17:00

3 責任開始期（加入日）について

お申込みいただいた保障が初めて開始する時点をご責任開始期（加入日）といい、右記の通り、責任開始期（加入日）は申込日（申込書を記入・提出した日）とは異なります。なお、この保険の責任開始期（加入日）は、表紙に記載しています。



高度障害保険金、給付金等は、責任開始期(加入日)以後に生じた病気やケガにより所定の高度障害状態になられた(入院をされた)ときにお支払いします。責任開始期(加入日)前の病気やケガを原因とする場合には、告知内容に該当しているかどうかに関わらず、原則として保険金等をお支払いできません。

◎ご提出された申込書兼告知書に基づき、引受保険会社にご加入を承諾した場合に、表紙に記載の責任開始期(加入日)からご契約上の責任を負います。契約者である企業・団体の社員・職員、または保険会社の職員等には保険へのご加入を承諾し、責任を開始させるような代理権がありません。

4 保険金・給付金の請求について

◎保険金・給付金などのご請求は、団体(契約者)経由で行っていただきますので、保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、速やかに団体窓口にご連絡ください。

お支払事由が発生する事象、ご請求手続き、保険金・給付金などをお支払いする場合またはお支払いできない場合については、本パンフレットにも記載しておりますので、あわせてご確認ください。

◎保険金・給付金のお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金のお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。

◎被保険者の遺言により死亡保険金(給付金)受取人を変更することはできません。

◎死亡保険金(給付金)受取人の変更は、契約者を經由して引受会社へご通知ください(変更内容はその通知が引受会社に到達したとき、契約者が通知を発信した日に遡って効力を生じます)。ただし、その通知が引受会社に到達する前に変更前の受取人に保険金(給付金)をお支払いした場合には、お支払後に変更後の受取人からご請求をうけても保険金(給付金)をお支払いいたしません。

5 その他の注意事項

◎お申し込みの撤回(クーリング・オフ制度)

この保険は、企業・団体を契約者とする保険契約であり、クーリング・オフの適用はありません。なお、責任開始期(加入日)前のお申し込みの取り消し等については本パンフレット記載の団体窓口までお問い合わせください。

◎ご照会・ご相談窓口等

●指定紛争解決機関

この制度に係る指定紛争解決機関は、一般社団法人生命保険協会です。

●生命保険契約者保護機構

引受保険会社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。

上記、および制度内容等に関するご照会先・ご相談先および詳細は、参照ページをご確認ください。 **P.51**

告知に関してのご照会先は、参照ページをご確認ください。 **P.4**

契約概要

このページは、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認くださいたい点を記載しております。ご加入の前に、必ずお読みください。また、詳細につきましては、本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。

1 商品の仕組み

この保険は、企業・団体の従業員・所属員等の方のために、企業・団体を契約者として運営する保険商品です。加入した次年度以降、更新の際に保険金額・給付金額や受取人等の変更など、お客さまからのお申し出がない場合は、前年度と同じ内容で継続します。ただし、保険料は毎年の加入状況等により算出しますので、前年度と比べ変更になることがあります。

セカンドライフサポートについては、ご加入者が一定年齢になられるまで継続してご加入いただくことが可能です。

その他の商品については、保障の期間は1年で、一度加入されると毎年1年毎に加入内容を更新いただけます。また、更新時健康状態に関する加入資格に該当しない場合でも更新により一定の年齢まで前年度と同じ保険金額以下で継続してご加入いただくことができます。

2 主な保障の内容(保険金や給付金をお支払いする主な場合)や保険料

◎主な保障内容

保障内容(保険金額・給付金額、付加された特約)は、本パンフレットの該当ページをご覧ください。



※引受保険会社の職員または引受保険会社で委託した確認担当者が、保険金・給付金等のご請求の際、ご請求内容等について確認する場合があります。

◎保険料【控除方法】

毎月の給与から控除します。(県費負担教職員及びさいたま市教職員以外は口座引き落とし。)初回は2月より控除します。

3 配当金

◎配当金の対象となる商品(下記以外の保険は無配当保険ですので、配当金はありません。)



ライフサポート保険(長期生活資金)・ライフサポート保険(緊急一時金)・就業不能サポート制度は、1年毎に収支計算を行い、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。

4 脱退による返れい金、満期返れい金

この制度の商品には、脱退による返れい金や満期返れい金はありません。ただし、セカンドライフサポートについては、保険期間中に脱退(解約)された場合、ご加入年齢、加入期間等によっては解約返戻金をお支払いする場合があります。

5 引受保険会社

明治安田生命保険相互会社 本社：東京都千代田区丸の内2-1-1

[ライフサポート保険(緊急一時金)]

明治安田生命保険相互会社(事務幹事) 日本生命保険相互会社
富国生命保険相互会社

上記保険契約は共同取扱契約であり、明治安田生命保険相互会社は他の各引受保険会社の委任を受けて事務を行います。引受保険会社は、それぞれの引受金額により保険契約上の責任を負います。なお引受保険会社等は変更されることがあります。

[ライフサポート保険(長期生活資金)] [医療費支援制度] [就業不能サポート制度] [総合医療サポート] [三大疾病克服支援制度(初期給付型)] [セカンドライフサポート]
明治安田生命保険相互会社

③ 契約概要・注意喚起情報【三大疾病克服支援制度(70歳継続型)】

三大疾病克服支援制度(70歳継続型) (7大疾病保障特約付、がん・上皮内新生物保障特約付、リビング・ニーズ特約付、代理請求特約[Y]付集団無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型))

意向確認【ご加入前のご確認】

ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を【契約概要】、ご加入に際して特にご注意いただきたい事項を【注意喚起情報】に記載していますので、ご加入前に必ずお読みください。また、各事項の詳細につきましては本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。ご加入にあたっては、【契約概要】【注意喚起情報】および本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込み(新規加入・増額)ください。

契約概要【ご契約内容】

- ① 商品の仕組み
企業・団体の従業員・所属員等の方のために、企業・団体を保険契約者として運営する保険商品です。
- ② 加入資格・保険期間・保障内容・保険料・保険金等のお支払い(支払事由)
本パンフレットの該当ページをご覧ください。

制度名	加入資格	保険期間	保障内容 保険料	支払事由
三大疾病克服支援制度(70歳継続型)	P37	P37	P33	P34、52

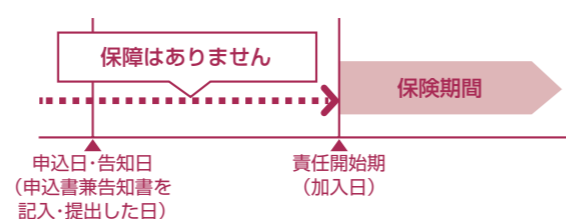
- ③ 配当金
三大疾病克服支援制度(70歳継続型)は、配当金はありません。
- ④ 脱退による返戻金
三大疾病克服支援制度(70歳継続型)は、保険期間中に脱退(解約)された場合、加入年齢、加入期間などによっては解約返戻金が支払われる場合があります。
- ⑤ 引受保険会社
明治安田生命保険相互会社
本社：東京都千代田区丸の内2-1-1

注意喚起情報【特に重要なお知らせ】

(*)保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

- ① お申込みの撤回(クーリング・オフ制度)
この保険は、団体を契約者とする保険契約であり、クーリング・オフの適用はありません。なお、責任開始期(加入日*)前のお申込みの取り消し等については本パンフレット記載の団体窓口にお問い合わせください。
- ② 告知に関する重要事項
 - 現在および過去の健康状態などについて、ありのままにお知らせいただくことを告知といいます。申込書兼告知書で当社がおたずねすることについて、事実のありのままを、正確にもれなくご確認いただき、お申込みください。
 - 企業・団体の社員・職員、保険会社の職員等に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、申込書兼告知書における告知内容をご確認のうえ、お申込みください。
 - 正しく告知をいただけない場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除され保険金をお支払いできないこともあります。
- ③ 責任開始期(加入日*)
 - ご提出された申込書兼告知書に基づき、引受保険会社にご加入を承諾した場合、本パンフレット記載の保険期間の始期からご契約上の責任を負います。この保障が初めて開始する日を責任開始期(加入日*)といいます。次の図のとおり、責任開始期(加入日*)は申込日・告知日(申込書兼告知書を記入・提出した日)とは異なります。

新規加入の例

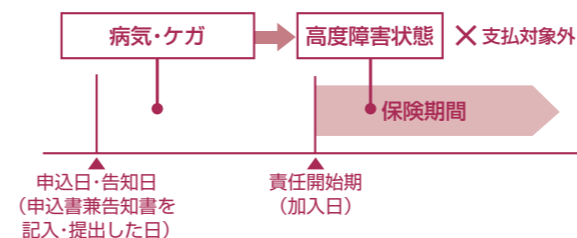


■ ご契約者である企業・団体の社員・職員、または保険会社の職員等には保険へのご加入を承諾し、責任を開始させるような代理権がありません。

④ 保険金等をお支払いできない主な場合

■ 責任開始期(加入日*)前に発生した病気やケガを原因とする場合は、告知いただいている内容に関わらず、原則として保険金等をお支払いできません。

高度障害保険金の例



- 責任開始期(加入日*)から起算して所定の期間以内に被保険者が自殺した場合、保険金等をお支払いできません。
- 三大疾病克服支援制度(70歳継続型)について、責任開始期(加入日*)前に「悪性新生物(がん)」と診断確定されていた場合や責任開始期(加入日*)からその日を含めて90日以内に「乳房の悪性新生物(がん)」と診断確定された場合、特定疾病保険金等をお支払いできません。
- 上記を含め保険金等をお支払いできない場合には、本パンフレットの該当ページをご覧ください。
三大疾病克服支援制度(70歳継続型) P34、52

⑤ 生命保険契約者保護機構

引受保険会社は、生命保険契約者保護機構(以下「保護機構」といいます。)に加入しています。保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、保護機構までお問い合わせください。(ホームページ <https://www.seihohogo.jp/>)

⑥ ご照会・ご相談窓口

制度内容【保障内容・保険料・配当金・各種手続き】等に関するご照会先

本パンフレット記載の団体窓口

告知【お申込み時の告知】等に関するご照会先

明治安田生命保険相互会社
団体保険ご照会窓口 0120-661-320
受付時間 平日(土曜・日曜・祝日・年末・年始は除く)9:00~17:00

- この制度に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。(一社)生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(ホームページ <https://www.seiho.or.jp/>)
- なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。
- ⑦ 保険金などのお支払いに関する手続き等の留意事項
 - 保険金・給付金などのご請求は、団体(ご契約者)経由で行なっていただきますので、保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性がと思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、速やかに本パンフレット記載の団体窓口にご連絡ください。
 - 保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金などのお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。
 - 三大疾病克服支援制度(70歳継続型)については、被保険者が受取人となる保険金・給付金などについて、受取人が請求できない特別の事情がある場合、被保険者があらかじめ指定した指定代理請求者が請求することができますので、指定代理請求者に対しては、お支払事由および代理請求できる旨をお伝えください。

4 ライフサポート保険(緊急一時金)

【保険期間】令和5年3月1日(水)～令和6年2月29日(木)



加入対象者



意向確認【ご加入前のご確認】

ライフサポート保険(緊急一時金)は、死亡または所定の高度障害状態となった場合の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては【注意喚起情報】・【契約概要】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

保険金等のお支払いに関する約款規定については引受保険会社のホームページ(<https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html>)をご覧ください。なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性があります。

保障内容等(契約概要部分)・保険料

記載の保険料は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される保険料は記載の保険料と異なる場合があります。また、今後の基礎率などの改定により保険料は改定されることがあります。

- 死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金を年金として受け取ることができます。
- 一時金でのお受け取りも可能です。
- 1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合、配当金として還付いたします。

申込コース	本人			
	年齢【保険年齢】 (生年月日)	死亡・高度障害のとき 【死亡・高度障害保険金】 (年金原資) (万円)	月払保険料(円)	
			男性	女性
X	18～35歳 (S62.9.2～H17.9.1)	2,000	1,900	1,220
	36～40歳 (S57.9.2～S62.9.1)	2,000	2,420	2,040
	41～45歳 (S52.9.2～S57.9.1)	2,000	3,280	2,500
	46～50歳 (S47.9.2～S52.9.1)	2,000	4,700	3,540
	51～55歳 (S42.9.2～S47.9.1)	2,000	6,840	4,780
	56～60歳 (S37.9.2～S42.9.1)	2,000	9,880	6,060
	61～65歳 (S32.9.2～S37.9.1)	2,000	15,120	8,040
	66～70歳 (S27.9.2～S32.9.1)	2,000	22,420	10,840
Y	18～35歳 (S62.9.2～H17.9.1)	1,000	950	610
	36～40歳 (S57.9.2～S62.9.1)	1,000	1,210	1,020
	41～45歳 (S52.9.2～S57.9.1)	1,000	1,640	1,250
	46～50歳 (S47.9.2～S52.9.1)	1,000	2,350	1,770
	51～55歳 (S42.9.2～S47.9.1)	1,000	3,420	2,390
	56～60歳 (S37.9.2～S42.9.1)	1,000	4,940	3,030
	61～65歳 (S32.9.2～S37.9.1)	1,000	7,560	4,020
	66～70歳 (S27.9.2～S32.9.1)	1,000	11,210	5,420
L	18～35歳 (S62.9.2～H17.9.1)	700	665	427
	36～40歳 (S57.9.2～S62.9.1)	700	847	714
	41～45歳 (S52.9.2～S57.9.1)	700	1,148	875
	46～50歳 (S47.9.2～S52.9.1)	700	1,645	1,239
	51～55歳 (S42.9.2～S47.9.1)	140	479	335
	56～60歳 (S37.9.2～S42.9.1)	140	692	424
	61～65歳 (S32.9.2～S37.9.1)	140	1,058	563
	66～70歳 (S27.9.2～S32.9.1)	140	1,569	759

申込コース	本人			
	年齢【保険年齢】 (生年月日)	死亡・高度障害のとき 【死亡・高度障害保険金】 (年金原資) (万円)	月払保険料(円)	
			男性	女性
Z	18～35歳 (S62.9.2～H17.9.1)	500	475	305
	36～40歳 (S57.9.2～S62.9.1)	500	605	510
	41～45歳 (S52.9.2～S57.9.1)	500	820	625
	46～50歳 (S47.9.2～S52.9.1)	500	1,175	885
	51～55歳 (S42.9.2～S47.9.1)	500	1,710	1,195
	56～60歳 (S37.9.2～S42.9.1)	500	2,470	1,515
	61～65歳 (S32.9.2～S37.9.1)	500	3,780	2,010
	66～70歳 (S27.9.2～S32.9.1)	500	5,605	2,710
T	18～35歳 (S62.9.2～H17.9.1)	140	133	85
	36～40歳 (S57.9.2～S62.9.1)	140	169	143
	41～45歳 (S52.9.2～S57.9.1)	140	230	175
	46～50歳 (S47.9.2～S52.9.1)	140	329	248
	51～55歳 (S42.9.2～S47.9.1)	140	479	335
	56～60歳 (S37.9.2～S42.9.1)	140	692	424
	61～65歳 (S32.9.2～S37.9.1)	140	1,058	563
	66～70歳 (S27.9.2～S32.9.1)	140	1,569	759

・記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。
更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。
・この保険は、年齢により保険金額が決まっています。本人の保険金額が、配偶者の保険金額未満となった場合は、自動的に配偶者を本人の保険金額以下に減額または脱退とさせていただきます。
・脱退した場合、既に払い込まれた保険料に対応する期間まで保障が継続します。

年金の取り扱いについて

・年金払特約により、保険金を年金で受け取る場合の基となるお金(保険金額)のことを年金原資といいます。
・この保険における年金受取人へのお支払いは、毎年1回、2回、4回受取のいずれかで、年金年額が年1回払いのとき12万円未満、年2回・4回払いのとき36万円未満の場合はお取り扱いできません。なお、その他年金払特約の取り扱いは協定書に定められています。

配偶者				
申込金額（万円）	年齢【保険年齢】 （生年月日）	死亡・高度障害のとき 【死亡・高度障害保険金】 （年金原資） （万円）	月払保険料（円）	
			男性	女性
140	18～35歳 (S62.9.2～H17.9.1)	140	133	85
	36～40歳 (S57.9.2～S62.9.1)	140	169	143
	41～45歳 (S52.9.2～S57.9.1)	140	230	175
	46～50歳 (S47.9.2～S52.9.1)	140	329	248
	51～55歳 (S42.9.2～S47.9.1)	140	479	335
	56～60歳 (S37.9.2～S42.9.1)	140	692	424
	61～65歳 (S32.9.2～S37.9.1)	140	1,058	563
	66～70歳 (S27.9.2～S32.9.1)	140	1,569	759

・記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。

保険金のお支払いに関するご注意

- 死亡保険金は保険期間中に死亡した場合にお支払いします。死亡保険金の受取人は被保険者が指定した方です。
- 高度障害保険金は、加入日以後に発生した傷害または疾病によって、保険期間中に所定の高度障害状態になった場合にお支払いします。高度障害保険金の受取人は、被保険者本人です。
※本人について定められた高度障害保険金が支払われた場合、配偶者についても同時に脱退となります。
- 高度障害状態とは、身体障害の程度が次の1項目に該当する場合をいいます。
 - ①両眼の視力を全く永久に失ったもの
 - ②言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
 - ③中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの[※]
※「常に介護を要するもの」とは食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。
 - ④両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
 - ⑤両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
 - ⑥1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
 - ⑦1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

そのほかにも死亡保険金・高度障害保険金等のお支払いに関する細かい規定がございます。参照ページをご確認ください。 **P.43**

つぎの場合には、保険金のお支払いはできません。

- 以下のような場合には、保険金がお支払いできません。いただいた保険料もお返しできないことがあります。
 - ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が、以下の通りであるとき
 - ・告知義務違反により解除となったとき
 - ・詐欺の行為を原因として取消しとなったとき
 - ・保険金の不法取得目的があつて無効となったとき
 - ・重大事由に該当し解除となったとき
 - 死亡保険金について
 - ・契約者、死亡保険金受取人の故意によるとき
 - ・被保険者が加入日から1年以内に自殺したとき（増額はその増額部分について）
 - 高度障害保険金について
 - ・契約者、高度障害保険金受取人、被保険者の故意によるとき

そのほかにも死亡保険金・高度障害保険金等のお支払いに関する細かい規定がございます。参照ページをご確認ください。 **P.43**

⑤ ライフサポート保険(長期生活資金)

【保険期間】令和5年3月1日(水)～令和6年2月29日(木)



加入対象者



意向確認【ご加入前のご確認】

ライフサポート保険(長期生活資金)は、死亡または所定の高度障害状態となった場合の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては【注意喚起情報】・【契約概要】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

保険金等のお支払いに関する約款規定については引受保険会社のホームページ(<https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html>)をご覧ください。なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性があります。

保障内容等(契約概要部分)・保険料

記載の保険料は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される保険料は記載の保険料と異なる場合があります。また、今後の基礎率などの改定により保険料は改定されることがあります。

- 死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金を年金として受け取ることができます。
- 一時金でのお受け取りも可能です。
- 重い障害が残った場合、障害保険金・障害初期給付金を受け取ることができ、不時の出費を補完することができます。
- 1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合、配当金として還付いたします。

本人								
申込コース	年齢【保険年齢】 (生年月日)	死亡・高度障害・障害状態(障害年金1級)のとき				障害年金 1級、2級のとき 【障害初期給付金】 (万円)	月払保険料(円)	
		年金原資【死亡・高度障害・障害保険金】 (万円)	年金受取期間 (年)	年金月額 (約万円)	年金受取総額 (約万円)		男性	女性
X	18～35歳 (S62.9.2～H17.9.1)	5,499	30	17.4	6,268	549.9	4,784	3,410
	36～40歳 (S57.9.2～S62.9.1)	5,499	30	17.4	6,268	549.9	6,269	5,554
	41～45歳 (S52.9.2～S57.9.1)	5,499	30	17.4	6,268	549.9	8,359	6,489
	46～50歳 (S47.9.2～S52.9.1)	5,499	30	17.4	6,268	549.9	12,043	9,184
	51～55歳 (S42.9.2～S47.9.1)	5,499	30	17.4	6,268	549.9	18,367	12,923
	56～60歳 (S37.9.2～S42.9.1)	5,499	30	17.4	6,268	549.9	27,934	17,212
	61～64歳 (S33.9.2～S37.9.1)	5,499	30	17.4	6,268	549.9	42,562	23,041
	65歳 (S32.9.2～S33.9.1)	5,499	30	17.4	6,268	-	39,208	20,731
	66～70歳 (S27.9.2～S32.9.1)	5,499	30	17.4	6,268	-	58,234	28,045
Y	18～35歳 (S62.9.2～H17.9.1)	4,696	25	17.4	5,224	469.6	4,086	2,911
	36～40歳 (S57.9.2～S62.9.1)	4,696	25	17.4	5,224	469.6	5,353	4,743
	41～45歳 (S52.9.2～S57.9.1)	4,696	25	17.4	5,224	469.6	7,138	5,541
	46～50歳 (S47.9.2～S52.9.1)	4,696	25	17.4	5,224	469.6	10,284	7,842
	51～55歳 (S42.9.2～S47.9.1)	4,696	25	17.4	5,224	469.6	15,685	11,036
	56～60歳 (S37.9.2～S42.9.1)	4,696	25	17.4	5,224	469.6	23,856	14,699
	61～64歳 (S33.9.2～S37.9.1)	4,696	25	17.4	5,224	469.6	36,347	19,676
	65歳 (S32.9.2～S33.9.1)	4,696	25	17.4	5,224	-	33,482	17,704
	66～70歳 (S27.9.2～S32.9.1)	4,696	25	17.4	5,224	-	49,731	23,950

本人								
申込コース	年齢【保険年齢】 (生年月日)	死亡・高度障害・障害状態(障害年金1級)のとき				障害年金 1級、2級のとき 【障害初期給付金】 (万円)	月払保険料(円)	
		年金原資【死亡・高度障害・障害保険金】 (万円)	年金受取期間 (年)	年金月額 (約万円)	年金受取総額 (約万円)		男性	女性
L	18～35歳 (S62.9.2～H17.9.1)	4,000	25	14.8	4,450	400.0	3,480	2,480
	36～40歳 (S57.9.2～S62.9.1)	4,000	25	14.8	4,450	400.0	4,560	4,040
	41～45歳 (S52.9.2～S57.9.1)	4,000	25	14.8	4,450	400.0	6,080	4,720
	46～50歳 (S47.9.2～S52.9.1)	3,500	20	15.8	3,801	350.0	7,665	5,845
	51～55歳 (S42.9.2～S47.9.1)	3,420	20	15.4	3,714	342.0	11,423	8,037
	56～60歳 (S37.9.2～S42.9.1)	3,420	20	15.4	3,714	342.0	17,374	10,704
	61～64歳 (S33.9.2～S37.9.1)	3,420	20	15.4	3,714	342.0	26,471	14,329
	65歳 (S32.9.2～S33.9.1)	3,420	20	15.4	3,714	-	24,385	12,893
	66～70歳 (S27.9.2～S32.9.1)	3,420	20	15.4	3,714	-	36,218	17,442
Z	18～35歳 (S62.9.2～H17.9.1)	3,848	20	17.4	4,179	384.8	3,347	2,386
	36～40歳 (S57.9.2～S62.9.1)	3,848	20	17.4	4,179	384.8	4,387	3,887
	41～45歳 (S52.9.2～S57.9.1)	3,848	20	17.4	4,179	384.8	5,849	4,541
	46～50歳 (S47.9.2～S52.9.1)	3,848	20	17.4	4,179	384.8	8,427	6,427
	51～55歳 (S42.9.2～S47.9.1)	3,848	20	17.4	4,179	384.8	12,852	9,043
	56～60歳 (S37.9.2～S42.9.1)	3,848	20	17.4	4,179	384.8	19,547	12,044
	61～64歳 (S33.9.2～S37.9.1)	3,848	20	17.4	4,179	384.8	29,783	16,123
	65歳 (S32.9.2～S33.9.1)	3,848	20	17.4	4,179	-	27,436	14,507
	66～70歳 (S27.9.2～S32.9.1)	3,848	20	17.4	4,179	-	40,750	19,625
O	18～35歳 (S62.9.2～H17.9.1)	3,730	25	13.8	4,149	373.0	3,245	2,313
	36～40歳 (S57.9.2～S62.9.1)	3,730	25	13.8	4,149	373.0	4,252	3,767
	41～45歳 (S52.9.2～S57.9.1)	3,190	20	14.4	3,464	319.0	4,849	3,764
	46～50歳 (S47.9.2～S52.9.1)	2,560	15	15.0	2,714	256.0	5,606	4,275
	51～55歳 (S42.9.2～S47.9.1)	1,920	10	16.5	1,987	192.0	6,413	4,512
	56～60歳 (S37.9.2～S42.9.1)	1,920	10	16.5	1,987	192.0	9,754	6,009
	61～64歳 (S33.9.2～S37.9.1)	1,920	10	16.5	1,987	192.0	14,861	8,044
	65歳 (S32.9.2～S33.9.1)	1,920	10	16.5	1,987	-	13,690	7,238
	66～70歳 (S27.9.2～S32.9.1)	1,920	10	16.5	1,987	-	20,333	9,792

本人								
申込コース	年齢【保険年齢】 (生年月日)	死亡・高度障害・障害状態（障害年金1級）のとき				障害年金 1級、2級のとき	月払保険料（円）	
		年金原資【死亡・高度 障害・障害保険金】 (万円)	年金受取 期間 (年)	年金月額 (約万円)	年金受取総額 (約万円)	【障害初期給付金】 (万円)	男性	女性
P	18～35歳 (S62.9.2～H17.9.1)	2,365	13	15.9	2,484	236.5	2,057	1,466
	36～40歳 (S57.9.2～S62.9.1)	2,365	13	15.9	2,484	236.5	2,696	2,389
	41～45歳 (S52.9.2～S57.9.1)	2,365	13	15.9	2,484	236.5	3,595	2,791
	46～50歳 (S47.9.2～S52.9.1)	2,365	13	15.9	2,484	236.5	5,179	3,950
	51～55歳 (S42.9.2～S47.9.1)	2,365	13	15.9	2,484	236.5	7,899	5,558
	56～60歳 (S37.9.2～S42.9.1)	2,365	13	15.9	2,484	236.5	12,014	7,402
	61～64歳 (S33.9.2～S37.9.1)	2,365	13	15.9	2,484	236.5	18,305	9,909
	65歳 (S32.9.2～S33.9.1)	2,365	13	15.9	2,484	-	16,862	8,916
	66～70歳 (S27.9.2～S32.9.1)	2,365	13	15.9	2,484	-	25,045	12,062
	18～35歳 (S62.9.2～H17.9.1)	1,865	11	14.7	1,940	186.5	1,622	1,156
36～40歳 (S57.9.2～S62.9.1)	1,865	11	14.7	1,940	186.5	2,126	1,884	
41～45歳 (S52.9.2～S57.9.1)	1,865	11	14.7	1,940	186.5	2,835	2,201	
46～50歳 (S47.9.2～S52.9.1)	1,865	11	14.7	1,940	186.5	4,084	3,115	
51～55歳 (S42.9.2～S47.9.1)	1,865	11	14.7	1,940	186.5	6,229	4,383	
56～60歳 (S37.9.2～S42.9.1)	1,865	11	14.7	1,940	186.5	9,474	5,837	
61～64歳 (S33.9.2～S37.9.1)	1,865	11	14.7	1,940	186.5	14,435	7,814	
65歳 (S32.9.2～S33.9.1)	1,865	11	14.7	1,940	-	13,297	7,031	
66～70歳 (S27.9.2～S32.9.1)	1,865	11	14.7	1,940	-	19,750	9,512	
R	18～35歳 (S62.9.2～H17.9.1)	1,450	8	15.4	1,486	145.0	1,262	900
	36～40歳 (S57.9.2～S62.9.1)	1,450	8	15.4	1,486	145.0	1,654	1,465
	41～45歳 (S52.9.2～S57.9.1)	1,450	8	15.4	1,486	145.0	2,204	1,711
	46～50歳 (S47.9.2～S52.9.1)	1,450	8	15.4	1,486	145.0	3,176	2,422
	51～55歳 (S42.9.2～S47.9.1)	1,450	8	15.4	1,486	145.0	4,843	3,408
	56～60歳 (S37.9.2～S42.9.1)	1,450	8	15.4	1,486	145.0	7,367	4,539
	61～64歳 (S33.9.2～S37.9.1)	1,450	8	15.4	1,486	145.0	11,224	6,076
	65歳 (S32.9.2～S33.9.1)	1,450	8	15.4	1,486	-	10,339	5,467
	66～70歳 (S27.9.2～S32.9.1)	1,450	8	15.4	1,486	-	15,356	7,395
S	18～35歳 (S62.9.2～H17.9.1)	870	5	14.6	878	87.0	757	539
	36～40歳 (S57.9.2～S62.9.1)	870	5	14.6	878	87.0	992	879
	41～45歳 (S52.9.2～S57.9.1)	870	5	14.6	878	87.0	1,322	1,027
	46～50歳 (S47.9.2～S52.9.1)	870	5	14.6	878	87.0	1,906	1,453
	51～55歳 (S42.9.2～S47.9.1)	870	5	14.6	878	87.0	2,906	2,045
	56～60歳 (S37.9.2～S42.9.1)	870	5	14.6	878	87.0	4,420	2,723
	61～64歳 (S33.9.2～S37.9.1)	870	5	14.6	878	87.0	6,734	3,645
	65歳 (S32.9.2～S33.9.1)	870	5	14.6	878	-	6,203	3,280
	66～70歳 (S27.9.2～S32.9.1)	870	5	14.6	878	-	9,213	4,437

本人								
申込コース	年齢【保険年齢】 (生年月日)	死亡・高度障害・障害状態（障害年金1級）のとき				障害年金 1級、2級のとき	月払保険料（円）	
		年金原資【死亡・高度 障害・障害保険金】 (万円)	年金受取 期間 (年)	年金月額 (約万円)	年金受取総額 (約万円)	【障害初期給付金】 (万円)	男性	女性
T	18～35歳 (S62.9.2～H17.9.1)	365	3	10.1	365	36.5	317	226
	36～40歳 (S57.9.2～S62.9.1)	365	3	10.1	365	36.5	416	369
	41～45歳 (S52.9.2～S57.9.1)	365	3	10.1	365	36.5	555	431
	46～50歳 (S47.9.2～S52.9.1)	365	3	10.1	365	36.5	799	610
	51～55歳 (S42.9.2～S47.9.1)	365	3	10.1	365	36.5	1,219	858
	56～60歳 (S37.9.2～S42.9.1)	365	3	10.1	365	36.5	1,854	1,142
	61～64歳 (S33.9.2～S37.9.1)	365	3	10.1	365	36.5	2,825	1,529
	65歳 (S32.9.2～S33.9.1)	365	3	10.1	365	-	2,602	1,376
	66～70歳 (S27.9.2～S32.9.1)	365	3	10.1	365	-	3,865	1,862

・記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。

- ・記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。
- ・この保険は、年齢により保険金額が決まっています。本人の保険金額が、配偶者・子どもの保険金額未満となった場合は、自動的に配偶者・子どもを本人の保険金額以下に減額または脱退とさせていただきます。
- ・脱退した場合、既に払い込まれた保険料に対応する期間まで保障が継続します。

年金の取り扱いについて

- ・年金払約により、保険金を年金で受け取る場合の基となるお金(保険金額)のことを年金原資といいます。
- ・この保険における年金受取人へのお支払いは、毎年1回、2回、4回受取のいずれかで、年金月額が年1回払いのとき12万円未満、年2回・4回払いのとき36万円未満の場合はお取り扱いできません。なお、その他年金払約の取り扱いは協定書に定められています。

障害特約についての注意事項

- 障害保険金、障害初期給付金は64歳までの本人のみ保障の対象となります。
- 障害保険金、障害初期給付金は保険期間中に公的障害年金の受給権を取得した場合に保障の対象となります。(脱退後に受給権を取得してもお支払いできません。)
- 死亡保険金、高度障害保険金、障害保険金は重複して支払われません。
- 障害保険金がお支払われた場合はこの保険は脱退となります。
- 障害初期給付金のお支払いは1回限りです。
- 高度障害保険金をお支払いし、脱退となった後に公的障害年金の受給権を取得しても障害初期給付金は支払われません。
- 障害初期給付金がお支払われた後に増額されても障害初期給付金は保障の対象となりません。

申込金額（万円）	配偶者			
	年齢【保険年齢】 （生年月日）	死亡・高度障害のとき 【死亡・高度障害保険金】 （年金原資） （万円）	月払保険料（円）	
			男性	女性
1,860	18～35歳 (S62.9.2～H17.9.1)	1,860	1,414	911
	36～40歳 (S57.9.2～S62.9.1)	1,860	1,804	1,544
	41～45歳 (S52.9.2～S57.9.1)	1,860	2,455	1,860
	46～50歳 (S47.9.2～S52.9.1)	1,860	3,608	2,734
	51～55歳 (S42.9.2～S47.9.1)	1,860	5,543	3,869
	56～60歳 (S37.9.2～S42.9.1)	1,860	8,463	5,152
	61～65歳 (S32.9.2～S37.9.1)	1,860	13,262	7,012
	66～70歳 (S27.9.2～S32.9.1)	1,860	19,697	9,486
1,260	18～35歳 (S62.9.2～H17.9.1)	1,260	958	617
	36～40歳 (S57.9.2～S62.9.1)	1,260	1,222	1,046
	41～45歳 (S52.9.2～S57.9.1)	1,260	1,663	1,260
	46～50歳 (S47.9.2～S52.9.1)	1,260	2,444	1,852
	51～55歳 (S42.9.2～S47.9.1)	1,260	3,755	2,621
	56～60歳 (S37.9.2～S42.9.1)	1,260	5,733	3,490
	61～65歳 (S32.9.2～S37.9.1)	1,260	8,984	4,750
	66～70歳 (S27.9.2～S32.9.1)	1,260	13,343	6,426
800	18～35歳 (S62.9.2～H17.9.1)	800	608	392
	36～40歳 (S57.9.2～S62.9.1)	800	776	664
	41～45歳 (S52.9.2～S57.9.1)	800	1,056	800
	46～50歳 (S47.9.2～S52.9.1)	800	1,552	1,176
	51～55歳 (S42.9.2～S47.9.1)	800	2,384	1,664
	56～60歳 (S37.9.2～S42.9.1)	800	3,640	2,216
	61～65歳 (S32.9.2～S37.9.1)	800	5,704	3,016
	66～70歳 (S27.9.2～S32.9.1)	800	8,472	4,080
360	18～35歳 (S62.9.2～H17.9.1)	360	274	176
	36～40歳 (S57.9.2～S62.9.1)	360	349	299
	41～45歳 (S52.9.2～S57.9.1)	360	475	360
	46～50歳 (S47.9.2～S52.9.1)	360	698	529
	51～55歳 (S42.9.2～S47.9.1)	360	1,073	749
	56～60歳 (S37.9.2～S42.9.1)	360	1,638	997
	61～65歳 (S32.9.2～S37.9.1)	360	2,567	1,357
	66～70歳 (S27.9.2～S32.9.1)	360	3,812	1,836

申込金額（万円）	配偶者			
	年齢【保険年齢】 （生年月日）	死亡・高度障害のとき 【死亡・高度障害保険金】 （年金原資） （万円）	月払保険料（円）	
			男性	女性
160	18～35歳 (S62.9.2～H17.9.1)	160	122	78
	36～40歳 (S57.9.2～S62.9.1)	160	155	133
	41～45歳 (S52.9.2～S57.9.1)	160	211	160
	46～50歳 (S47.9.2～S52.9.1)	160	310	235
	51～55歳 (S42.9.2～S47.9.1)	160	477	333
	56～60歳 (S37.9.2～S42.9.1)	160	728	443
	61～65歳 (S32.9.2～S37.9.1)	160	1,141	603
	66～70歳 (S27.9.2～S32.9.1)	160	1,694	816

・記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。

申込金額（万円）	子ども		
	死亡・高度障害のとき 【死亡・高度障害保険金】 （万円）	月払保険料（円）	
		年齢【保険年齢】・性別にかかわらず一律 3～22歳（H12.9.2～R2.9.1）	
365	365	256	

・記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。

保険金・給付金のお支払いに関するご注意

- 死亡保険金は保険期間中に死亡した場合にお支払いします。死亡保険金の受取人は被保険者が指定した方。子どもの場合は主契約の被保険者です。
- 高度障害保険金は、加入日以後に発生した傷害または疾病によって、保険期間中に所定の高度障害状態になった場合にお支払いします。高度障害保険金の受取人は、被保険者本人です。
※本人について定められた高度障害保険金が支払われた場合、配偶者・子どもについても同時に脱退となります。
- 高度障害状態とは、身体障害の程度が次の1項目に該当する場合があります。
 - ①両眼の視力を全く永久に失ったもの
 - ②言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
 - ③中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの*
※「常に介護を要するもの」とは食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分でできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。
 - ④両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
 - ⑤両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
 - ⑥1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
 - ⑦1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

そのほかにも死亡保険金・高度障害保険金等のお支払いに関する細かい規定がございます。参照ページをご確認ください。

P.43

つぎの場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。

- 以下のような場合には、保険金・給付金がお支払いできません。いただいた保険料もお返しできないことがあります。
 - ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が、以下の通りであるとき
 - ・告知義務違反により解除となったとき
 - ・詐欺の行為を原因として取消しとなったとき
 - ・保険金・給付金の不法取得目的があつて無効となったとき
 - ・重大事由に該当し解除となったとき
 - 死亡保険金について
 - ・契約者、死亡保険金受取人の故意によるとき
 - ・被保険者が加入日から1年以内に自殺したとき（増額はその増額部分について）
 - 高度障害保険金について
 - ・契約者、高度障害保険金受取人、被保険者の故意によるとき

そのほかにも死亡保険金・高度障害保険金等のお支払いに関する細かい規定がございます。参照ページをご確認ください。

P.43

⑥ 就業不能サポート制度

【保険期間】令和5年3月1日(水)～令和6年2月29日(木)



加入対象者



保障内容等(契約概要部分)

- 病気やケガによる就業不能状態が20日を超えて継続した場合、給付金をお支払いします。
- 入院だけではなく医師の指示による自宅療養や所定の精神障害による就業不能状態もお支払いします。
- 初期支援給付特約で、就業不能開始後の初期の出費にも備えることができます。
- 1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合、配当金として還付いたします。

【基本保障：主契約・特定精神障害給付特約・初期支援給付特約】

保障内容	5万円コース	10万円コース
基本保障 病気やケガによる就業不能状態が20日を超えて継続したとき(毎月の支払基準日(注)まで継続するごとに1回、最大18回) <主契約> [就業不能給付金] 所定の精神障害による就業不能状態が20日を超えて継続したとき(毎月の支払基準日(注)まで継続するごとに1回、最大18回) <特定精神障害給付特約> [特定精神障害給付金]	基準給付金月額 5万円	基準給付金月額 10万円
基本保障 第1回就業不能給付金または第1回特定精神障害給付金が支払われるとき <初期支援給付特約> [初期支援給付金]	2.5万円	5万円

(注) 第1回就業不能給付金の支払事由に該当した日を第1回支払基準日とし、2回目以降は、翌月以降の第1回支払基準日の応当日となります。ただし、2回目以降は、直前の支払基準日から各支払基準日まで就業不能状態が継続していた場合にお支払いの対象となります。(特定精神障害給付金の場合、就業不能給付金を「特定精神障害給付金」と読み替えます。)
 就業不能給付金と特定精神障害給付金は、重複して支払われません。

給付イメージ 【例】 基準給付金月額10万円で、4月1日から就業不能状態が継続し、12月1日に職場復帰した場合



※不支給期間を超えて、各支払基準日まで、就業不能状態が継続している場合、就業不能給付金または特定精神障害給付金をお支払いします。

意向確認【ご加入前のご確認】

就業不能サポート制度は、病気やケガで就業不能状態になった場合に対する保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入に当たっては【注意喚起情報】・【契約概要】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・給付金額・保険料等をご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。給付金のお支払いに関する約款規定については本パンフレット記載の団体窓口にお問い合わせください。

給付金のお支払いに関するご注意

給付金のお支払いには、主に以下のような支払要件や制限事項があります。

- 給付金のお支払いは、加入日以降に発生した就業不能状態に限ります。
- 給付金のお支払限度は以下の通りです。

給付金名	お支払限度回数	通算
		就業不能給付金 1つの継続した就業不能状態につき18回
特定精神障害給付金 1つの継続した就業不能状態につき18回	18回	

- 給付金の受取人は次の通りです。
 給付金：主契約の被保険者

そのほかにも給付金のお支払いに関する細かい規定がございます。参照ページをご確認ください。

P.47

加入取扱いに関するご注意

- 就業不能給付金の支払われる回数が36回の通算支払限度に達した場合には、この契約は消滅します。
- 特定精神障害給付金の支払われる回数が18回の通算支払限度に達した場合には、特定精神障害給付特約は消滅します。

保険料

記載の保険料は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される保険料は記載の保険料と異なる場合があります。また、今後の基礎率などの改定により保険料は改定されることがあります。

◎月額保険料【基本保障：主契約・特定精神障害給付特約・初期支援給付特約】

基準給付金月額(申込コース)	男性	
	5万円(5万円コース)	10万円(10万円コース)
年齢【保険年齢】(生年月日)	基本保障	
18～20歳(H14.9.2～H17.9.1)	580円	1,160円
21～25歳(H9.9.2～H14.9.1)	588円	1,175円
26～30歳(H4.9.2～H9.9.1)	593円	1,185円
31～35歳(S62.9.2～H4.9.1)	665円	1,330円
36～40歳(S57.9.2～S62.9.1)	723円	1,445円
41～45歳(S52.9.2～S57.9.1)	780円	1,560円
46～50歳(S47.9.2～S52.9.1)	943円	1,885円
51～55歳(S42.9.2～S47.9.1)	1,213円	2,425円
56～60歳(S37.9.2～S42.9.1)	1,745円	3,490円
61～65歳(S32.9.2～S37.9.1)	2,565円	5,130円
66～69歳(S28.9.2～S32.9.1)	3,208円	6,415円
70歳(S27.9.2～S28.9.1)	3,623円	7,245円

女性		
基準給付金月額 (申込コース)	5万円 (5万円コース)	10万円 (10万円コース)
年齢【保険年齢】 (生年月日)	基本保障	基本保障
18～20歳 (H14.9.2～H17.9.1)	658円	1,315円
21～25歳 (H9.9.2～H14.9.1)	633円	1,265円
26～30歳 (H4.9.2～H9.9.1)	765円	1,530円
31～35歳 (S62.9.2～H4.9.1)	863円	1,725円
36～40歳 (S57.9.2～S62.9.1)	870円	1,740円
41～45歳 (S52.9.2～S57.9.1)	985円	1,970円
46～50歳 (S47.9.2～S52.9.1)	1,150円	2,300円
51～55歳 (S42.9.2～S47.9.1)	1,253円	2,505円
56～60歳 (S37.9.2～S42.9.1)	1,535円	3,070円
61～65歳 (S32.9.2～S37.9.1)	2,078円	4,155円
66～69歳 (S28.9.2～S32.9.1)	2,210円	4,420円
70歳 (S27.9.2～S28.9.1)	2,258円	4,515円

- 記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。
- 加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。
- 更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。

つぎの場合には、給付金のお支払いはできません。

! 以下のような場合には、給付金がお支払いできません。いただいた保険料もお返しできないことがあります。

- ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が、以下の通りであるとき
 - ・告知義務違反により解除となったとき
 - ・詐欺の行為を原因として取消しとなったとき
 - ・給付金の不法取得目的があつて無効となったとき
 - ・重大事由に該当し解除となったとき
- 給付金について
 - ・被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
 - ・被保険者の妊娠・出産
 - ・頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛でいずれも他覚所見のないもの(原因の如何を問いません。)

そのほかにも給付金のお支払いに関する細かい規定がございます。参照ページをご確認ください。

P.43



加入対象者



保障内容等(契約概要部分)

- **病気・ケガで1日以上入院をした場合、もしくは入院を伴わない手術や放射線治療を受けた場合にそれぞれ給付金をお支払します。**
- **新型コロナウイルス感染症による自宅療養もお支払いの対象となります。**

【基本保障：治療支援給付特約・先進医療給付特約】

・「入院日数」は、暦の上での日単位として数えます。また、入院の有無は、入院基本料の支払の有無などを参考にして判断します。

支援給付金

保障内容	本人・配偶者・子ども	
	2.5万円	5万円
基本保障 病気・ケガで入院したとき <small>(1日以上入院で1回目、31日目で2回目、以降30日ごとに1回)</small> <small><治療支援給付特約> [入院支援給付金]</small>	支援給付金額 2.5万円	支援給付金額 5万円
基本保障 「入院を伴わない」手術を受けたとき <small>(診療報酬点数合計2,000点以上)</small> <small><治療支援給付特約> [外来手術給付金]</small>	手術1回につき 支援給付金額 2.5万円	手術1回につき 支援給付金額 5万円
基本保障 「入院を伴わない」放射線治療を受けたとき <small><治療支援給付特約> [外来放射線治療給付金]</small>	放射線治療1回につき 支援給付金額 2.5万円	放射線治療1回につき 支援給付金額 5万円
基本保障 先進医療による療養を受けたとき <small>(入院を伴わない場合も対象)</small> <small><先進医療給付特約> [先進医療給付金]</small>	先進医療の技術にかかわる費用と同額	

給付金のお支払いに関するご注意



給付金のお支払いには、主に以下のような支払要件や制限事項があります。

- 各給付金のお支払いは、加入日以後に発生した傷害または発病した疾病を原因とする場合に限りです。
- 各給付金のお支払限度は以下の通りです。

給付金名	お支払限度日数・回数		備考
	お支払限度日数	回数	
入院支援給付金	1入院について5回	36回	入院1回につき、支援給付金額をお支払します。(1日以上入院で1回目、31日目で2回目、以降入院30日ごとに1回)
外来手術給付金	手術の開始日から60日の間に1回	—	お支払回数の通算限度はありません。なお、同給付金のお支払条件は、公的医療保険制度における保険給付の対象となる手術とします。
外来放射線治療給付金	放射線治療の開始日から60日の間に1回	—	お支払回数の通算限度はありません。なお、同給付金のお支払条件は、公的医療保険制度における保険給付の対象となる放射線治療とします。
先進医療給付金	—	2,000万円	—

- 給付金の受取人は次の通りです。
各給付金：主契約の被保険者

そのほかにも給付金のお支払いに関する細かい規定がございます。参照ページをご確認ください。

P.44

意向確認[ご加入前のご確認]

医療費支援制度は、病気・ケガを直接の原因とする入院時の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては、【注意喚起情報】・【契約概要】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・給付金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

給付金のお支払いに関する約款規定については本パンフレット記載の団体窓口にお問い合わせください。

保険料

記載の保険料は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される保険料は記載の保険料と異なる場合があります。また、今後の基礎率などの改定により保険料は改定されることがあります。

◎月額保険料【基本保障：治療支援給付特約・先進医療給付特約】

・記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。

<支援給付金額2.5万円・5万円>

年齢【保険年齢】 (生年月日)	本人・配偶者			
	基本保障			
	男性		女性	
	2.5万円	5万円	2.5万円	5万円
18～20歳 (H14.9.2～H17.9.1)	311円	548円	258円	443円
21～25歳 (H9.9.2～H14.9.1)	276円	478円	351円	628円
26～30歳 (H4.9.2～H9.9.1)	281円	488円	468円	863円
31～35歳 (S62.9.2～H4.9.1)	298円	523円	521円	968円
36～40歳 (S57.9.2～S62.9.1)	356円	638円	511円	948円
41～45歳 (S52.9.2～S57.9.1)	428円	783円	501円	928円
46～50歳 (S47.9.2～S52.9.1)	543円	1,013円	543円	1,013円
51～55歳 (S42.9.2～S47.9.1)	693円	1,313円	608円	1,143円
56～60歳 (S37.9.2～S42.9.1)	928円	1,783円	708円	1,343円
61～65歳 (S32.9.2～S37.9.1)	1,236円	2,398円	868円	1,663円
66～69歳 (S28.9.2～S32.9.1)	1,428円	2,783円	1,086円	2,098円
70歳 (S27.9.2～S28.9.1)	1,528円	2,983円	1,196円	2,318円

年齢【保険年齢】 (生年月日)	子ども	
	基本保障	
	2.5万円	
3～22歳 (H12.9.2～R29.1)	368円	

つぎの場合には、給付金のお支払いはできません。



以下のような場合には、給付金がお支払いできません。いただいた保険料もお返しできないことがあります。

- 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が告知義務違反により解除となったとき
 - 保険料のお払込みがなく、ご契約が失効したとき
 - 契約者もしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が取消しとなったとき(告知義務違反の態様が特に重大な場合には、詐欺としてご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分を取消しとさせていただきます。また、1年経過後にも取り消しとなる場合があります。)
 - 契約者もしくは被保険者に給付金の不法取得目的があつて、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が無効となったとき
 - 契約者、被保険者または受取人が給付金を詐取る目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由に該当し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が解除となった場合
 - 次のいずれかによりお支払事由に該当したとき
 - 入院支援給付金、外来手術給付金、外来放射線治療給付金、先進医療給付金について
 - ・契約者の故意または重大な過失
 - ・その被保険者の故意または重大な過失
 - ・その被保険者の犯罪行為
 - ・その被保険者の精神障害の状態を原因とする事故
 - ・その被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
 - ・その被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転をしている間に生じた事故
 - ・その被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
 - ・地震、噴火または津波(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)
 - ・戦争その他の変乱(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)
- <入院支援給付金、外来手術給付金、外来放射線治療給付金、先進医療給付金については上記項目に加え、「その被保険者の薬物依存」が追加となります。>

そのほかにも給付金のお支払いに関する細かい規定がございます。参照ページをご確認ください。 **P.43**

加入取扱いに関するご注意



- 本人の先進医療給付金について、通算支払金額が2,000万円に到達した場合、先進医療給付特約は消滅し、配偶者・子どもは同時に特約から脱退となります。

⑧ 総合医療サポート

【保険期間】令和5年3月1日(水)～令和6年2月29日(木)



加入対象者



意向確認【ご加入前のご確認】

総合医療サポートは、病気や不慮の事故による入院・手術等に対する保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては、【注意喚起情報】・【契約概要】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・給付金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

約款規定については引受保険会社のホームページ(<https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html>)をご覧ください。なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性があります。

保障内容等(契約概要部分)

- 病気や不慮の事故で、継続して2日以上入院した場合、入院給付金を1日目からお支払いします。
- 三大疾病(がん・上皮内がん、急性心筋梗塞、脳卒中)による入院の場合は、お支払日数の限度はありません。
- 所定の手術や集中治療室管理を受けられたときにも、それぞれ給付金をお支払いします。
- 新型コロナウイルス感染症による自宅療養もお支払いの対象となります。

【保険契約の型：B型、入院給付金の型：2-365日型、入院給付金日額5,000円】

保障内容	本人・配偶者	
	5,000円	
三大疾病で継続して2日以上入院のとき 【疾病入院・三大疾病入院給付金】	日額	10,000円 ×入院日数
三大疾病以外の病気で継続して2日以上入院のとき 【疾病入院給付金】	日額	5,000円 ×入院日数
災害で継続して2日以上入院のとき 【災害入院給付金】	日額	5,000円 ×入院日数
災害や病気で所定の集中治療室管理を受けられたとき 【集中治療給付金】	日額	5,000円 ×集中治療室管理日数
災害や病気で所定の手術を受けられたとき 【手術給付金】	手術の種類に応じて 2.5・5・10・20万円	
給付倍率40倍の手術給付金の支払われる手術を受け、手術の日から継続して30日以上入院のとき 【手術後療養給付金】	1回の手術につき 5万円	
死亡・高度障害のとき 【死亡・高度障害保険金】	50万円	

保険金・給付金のお支払いに関するご注意

- ⚠ 保険金・給付金のお支払いには、主に以下のような支払要件や制限事項があります。
- 死亡保険金は保険期間中に死亡した場合に、高度障害保険金は加入日以後に発生した傷害または疾病により保険期間中に所定の高度障害状態になった場合にお支払いします。
- 入院給付金(三大疾病・疾病・災害入院給付金)、集中治療給付金、手術給付金、手術後療養給付金のお支払いは、加入日以後に発生した不慮の事故または発病した疾病を原因とする場合に限りです。
- 各給付金のお支払限度は以下の通りです。

給付金名	お支払限度日数・回数		備考
	お支払限度日数	回数	
三大疾病入院給付金	—	—	お支払日数の限度はありません。
疾病入院給付金	1回の入院につき	1,095日	三大疾病の治療を目的とする入院の場合はお支払日数の限度はありません。
災害入院給付金	365日		
集中治療給付金	—	120日	集中治療給付金をお支払いする日数を通算して120日が限度です。
手術給付金	—	—	お支払回数には限度はありません。
手術後療養給付金	—	—	

入院については、参照ページの「【入院について】」の項目をご覧ください。 **P.49**

- 疾病または三大疾病の発生(発病)には、疾病または三大疾病の症状を自覚または認識した時や、医師の診察や健康診断等において異常の指摘を受けた時も含まれます。
- 保険金・給付金の受取人は次の通りです。
死亡保険金：被保険者が指定した方
高度障害保険金および各給付金：被保険者

そのほかにも保険金・給付金のお支払いに関する細かい規定がございます。参照ページをご確認ください。 **P.49**

※本人が脱退した場合には、配偶者は同時に脱退となります。本人の保険金が支払われ脱退となった場合にも、配偶者は本人と同様に脱退となります。ただし、高度障害保険金の支払いによって本人が脱退となった場合でも、本人が引き続き団体の所属員である場合に限り、配偶者は継続加入となります。

保険料

記載の保険料は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される保険料は記載の保険料と異なる場合があります。また、今後の基礎率などの改定により保険料は改定されることがあります。

- ◎ 月額保険料 <保険期間1年、集団扱月払>
(保険契約の型：B型、入院給付金の型：2-365日型、入院給付金日額5,000円)

年齢【保険年齢】 (生年月日)	本人・配偶者	
	男性	女性
	5,000円	5,000円
18～20歳 (H14.9.2～H17.9.1)	1,435円	1,425円
21～25歳 (H9.9.2～H14.9.1)	1,565円	1,545円
26～30歳 (H4.9.2～H9.9.1)	1,715円	1,700円
31～35歳 (S62.9.2～H4.9.1)	1,825円	1,815円
36～40歳 (S57.9.2～S62.9.1)	2,020円	2,010円
41～45歳 (S52.9.2～S57.9.1)	2,350円	2,330円
46～50歳 (S47.9.2～S52.9.1)	3,060円	3,025円
51～55歳 (S42.9.2～S47.9.1)	3,685円	3,615円
56～60歳 (S37.9.2～S42.9.1)	4,870円	4,745円
61～65歳 (S32.9.2～S37.9.1)	6,750円	6,520円
66～70歳 (S27.9.2～S32.9.1)	9,785円	9,400円

・記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。

つぎの場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。

- ⚠ 以下のような場合には、保険金・給付金がお支払いできません。いただいた保険料もお返しできないことがあります。
- ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が、以下の通りであるとき
 - ・告知義務違反により解除となったとき
 - ・詐欺の行為を原因として取消しとなったとき
 - ・保険金・給付金の不法取得目的があつて無効となったとき
 - ・重大事由に該当し解除となったとき
- 死亡保険金について
 - ・契約者、死亡保険金受取人の故意によるとき
 - ・被保険者が加入日から3年以内に自殺したとき
- 高度障害保険金について
 - ・被保険者の自殺行為または犯罪行為によるとき
 - ・契約者、被保険者の故意または重大な過失によるとき
- 入院給付金(三大疾病・疾病・災害入院給付金)、集中治療給付金、手術給付金、手術後療養給付金について
 - ・契約者、被保険者の故意または重大な過失によるとき
 - ・被保険者の精神障害の状態を原因とする事故によるとき
 - ・被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき
 - ・被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき

そのほかにも保険金・給付金のお支払いに関する細かい規定がございます。参照ページをご確認ください。 **P.43**

三大疾病克服支援制度(初期給付型)

【保険期間】令和5年3月1日(水)～令和6年2月29日(木)



加入対象者



意向確認【ご加入前のご確認】

三大疾病克服支援制度(初期給付型)は、所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき、急性心筋梗塞・脳卒中を発病して所定の状態になられたとき、急性心筋梗塞・脳卒中の治療のために所定の手術を受けられたときの保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては、【注意喚起情報】・【契約概要】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。約款規定については引受保険会社のホームページ(https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html)をご覧ください。なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性があります。

保障内容等(契約概要部分)

- 死亡・所定の高度障害に対して保険金が支払われます。
 - 7大疾病および上皮内新生物に対する治療費として、保険金が支払われます。
- ※特約の付加により保障内容が異なります。

保障区分	保障内容	保障額
		本人・配偶者
主契約	所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき、または急性心筋梗塞・脳卒中を発病して所定の状態(※1)になったとき	100万円
	[特定疾病保険金](※2)	
	死亡・所定の高度障害状態のとき	
7大疾病保障特約	所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき、または急性心筋梗塞・脳卒中・重度の糖尿病・重度の高血圧性疾患・慢性腎不全・肝硬変を発病して所定の状態(※1)になったとき	50万円
	[7大疾病保険金](※3)	
がん・上皮内新生物保障特約	所定の悪性新生物(がん)・上皮内新生物と診断確定されたとき	10万円
	[がん・上皮内新生物保険金](※3)	

- ※1 急性心筋梗塞・脳卒中の場合、「所定の状態」には「所定の手術を受けたとき」を含みます。
- ※2 特定疾病保険金と死亡・高度障害保険金とは重複しては支払われません。
- ※3 7大疾病保険金は主契約保険金の5割、がん・上皮内新生物保険金は主契約保険金の1割となります。

リビング・ニーズ特約	余命6か月以内と判断される時、主契約の死亡保険金の前払請求ができます。
------------	-------------------------------------

◎保険金ごとの保障イメージ【お申込金額100万円の場合】

保険金種類	お支払事由				
	死亡・高度障害	悪性新生物(がん)(※)	急性心筋梗塞	脳卒中	その他の4疾病 重度の糖尿病 重度の高血圧性疾患 慢性腎不全 肝硬変
主契約 特定疾病保険金 死亡・高度障害保険金	お支払事由のいずれかに該当で 100万円				
特約 7大疾病保険金	お支払事由のいずれかに該当で 50万円				
特約 がん・上皮内新生物保険金	お支払事由のいずれかに該当で 10万円				
お支払事由ごとの 保険金額合計	100万円	160万円	150万円	50万円	10万円

(※)特定疾病保険金、7大疾病保険金の場合は、悪性黒色腫以外の皮膚がんを含みません。がん・上皮内新生物保険金の場合は、悪性黒色腫以外の皮膚がんも含まれます。

保険金のお支払いに関するご注意

⚠ 被保険者が加入日以後保険期間中に、次のいずれかのお支払事由に該当したとき、保険金をお支払いします。

保険金種類とお支払対象の疾病	お支払事由	お支払対象とならない疾病例 ^{※1}	
7大疾病保険金 ^{※13}	●悪性新生物(がん)	加入日前を含めてはじめて ^{※2} 悪性新生物と診断確定 ^{※3} されたとき ただし、「乳房の悪性新生物(乳がん)」については、加入日からその日を含めて90日を経過した後、加入日前を含めてはじめて診断確定されたとき	・上皮内新生物 ^{※4} ・悪性黒色腫を除く皮膚がん ・脂肪腫
	●急性心筋梗塞	加入日以後に発病した疾病 ^{※5} を原因として、急性心筋梗塞を発病 ^{※5} し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態 ^{※6} が継続したと医師によって診断されたとき、またはその疾病の治療を直接の目的とした所定の手術 ^{※7} を受けたとき	・狭心症 ・解離性大動脈瘤 ・心筋症
	●脳卒中(くも膜下出血・脳内出血・脳梗塞)	加入日以後に発病した疾病 ^{※5} を原因として、脳卒中を発病 ^{※5} し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき、またはその疾病の治療を直接の目的とした所定の手術 ^{※7} を受けたとき	・一過性脳虚血 ・外傷性くも膜下出血 ・未破裂脳動脈瘤
	●重度の糖尿病	加入日以後に発病した疾病 ^{※5} を原因として、糖尿病を発病 ^{※5} し、医師が必要と認める日常のかつ継続的なインスリン療法 ^{※8} を開始し、その開始日から起算して180日間継続して受けたとき	
	●重度の高血圧性疾患(高血圧性網膜症)	加入日以後に発病した疾病 ^{※5} を原因として、高血圧性疾患を発病 ^{※5} し、その疾病により高血圧性網膜症 ^{※9} であると医師によって診断されたとき	
	●慢性腎不全	加入日以後に発病した疾病 ^{※5} を原因として、慢性腎不全の状態になったと医師によって診断され、医師が必要と認める永続的な人工透析療法 ^{※10} を開始したとき	
●肝硬変	加入日以後に発病した疾病 ^{※5} を原因として、肝硬変の状態になったと医師によって病理組織学的所見(生検)により診断されたとき ^{※11}		
がん・上皮内新生物保険金	加入日前を含めてはじめて ^{※12} 悪性新生物・上皮内新生物と診断確定 ^{※3} されたとき ただし、「乳房の悪性新生物・乳房の上皮内癌(乳がん)」については、加入日からその日を含めて90日を経過した後、加入日前を含めてはじめて診断確定されたとき		
死亡保険金	死亡されたとき		
高度障害保険金	加入日以後に発生した傷害または疾病 ^{※5} により所定の高度障害状態になられたとき		

- ※1 お支払対象とならない疾病には、上記のほか、無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)普通保険約款「付表1 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中」に定義付けられない疾病も含まれます。詳細については「ご契約のしおり 約款」をご覧ください。
- ※2 ご加入前にお支払対象の悪性新生物(がん)と診断確定されている場合、ご加入後にお支払対象の悪性新生物(がん)に診断確定されても、お支払いの対象とはなりません。なお、加入日以後に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)の発生部位が、加入日前に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)と異なる場合も、お支払いの対象とはなりません。
- ※3 診断確定は、病理組織学的所見(生検)により医師によってなされることを要します。ただし、病理組織学的所見(生検)が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。
- ※4 「上皮内新生物」は、ごく初期の段階で発見されたがんであり、子宮頸部・食道などの部位で病変が上皮内に限局しているもの、または、乳房・膀胱・腎盂・尿管などの非浸潤がん、および、大腸の粘膜内がんを含みます。なお、国際対がん連合(UICC)のTNM分類が「Tis」(膀胱・腎盂・尿管の非浸潤がん)、「Tis」(上皮内がんまたは非浸潤がん)はお支払対象外です。
- ※5 疾病の「発病」(「発生」)および急性心筋梗塞・脳卒中・糖尿病・高血圧性疾患の「発病」には、疾病の症状を自覚または認識した時や、医師の診察や健康診断等において異常の指摘を受けた時も含まれます。
- ※6 「労働の制限を必要とする状態」とは、軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態をいいます。
- ※7 急性心筋梗塞または脳卒中についての特定疾病保険金・7大疾病保険金のお支払対象となる手術とは、開頭術、開胸術、ファイバースコープ手術または血管カテーテル手術をいいます。吸引、穿刺、洗浄などの処置および神経ブロックは除きます。
- ※8 「インスリン療法」には、妊娠・分娩にかかわるインスリン療法は含まれません。また経口血糖降下剤によっては血糖値上昇を抑制できない場合に限り、ケース・ワグナー分類において3群または4群の眼底所見(詳細については、「ご契約のしおり特約」7大疾病保障特約(特定疾病定期Ⅱ用)付表3をご覧ください。)を示す状態。
- ※9 「人工透析療法」とは、血液透析法または腹膜灌流法により血液浄化を行う療法をいいます。ただし、一時的な人工透析療法を除きます。
- ※10 病理組織学的所見(生検)が得られない場合には、他の所見による診断も認めることがあります。
- ※11 ご加入前にお支払対象の悪性新生物(がん)・上皮内新生物と診断確定されている場合、ご加入後にお支払対象の悪性新生物(がん)・上皮内新生物に診断確定されても、お支払いの対象とはなりません。なお、加入日以後に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)・上皮内新生物の発生部位が、加入日前に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)・上皮内新生物と異なる場合も、お支払いの対象とはなりません。これらの場合、がん・上皮内新生物保障特約は無効となります。
- ※12 7大疾病保険金のお支払事由にかかわる医療技術等が将来変更された場合には、主務官庁の認可を得てお支払事由を変更することがあります。

「所定の高度障害状態」については、参照ページをご覧ください。 **P.43**

- 保険金受取人は次の通りです。
死亡保険金：被保険者が指定した方
上記以外の保険金：被保険者

※本人が脱退した場合には、配偶者は同時に脱退となります。本人の保険金支払われ、主契約または特約から脱退となった場合にも、配偶者は本人と同様に脱退となります。ただし、保険金の支払いによって本人が主契約または特約から脱退となった場合でも、本人が引き続き団体の所属員である場合に限り、配偶者は継続加入となります。

7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約に関する注意事項

- 7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保障特約のお支払いは、それぞれ1回のみです。
- 7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約は、それぞれ7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保障金がお支払された場合に消滅します。
- 特定疾病保険金、死亡保険金または高度障害保険金のいずれかが支払われた場合、主契約である無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)は消滅します。この場合、同時に7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約も消滅します。

保険料

記載の保険料は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される保険料は記載の保険料と異なる場合があります。また、今後の基礎率などの改定により保険料は改定されることがあります。

◎月額保険料 <保険期間1年、集団扱月払、主契約保険金額100万円>

男性			
年齢【保険年齢】 (生年月日)	本人・配偶者		
	100万円		
	主契約	7大疾病 保障特約	がん・上皮 内新生物 保障特約
	100万円	50万円	10万円
18～20歳 (H14.9.2～H17.9.1)	148円	65円	13円
21～25歳 (H9.9.2～H14.9.1)	199円	70円	13円
26～30歳 (H4.9.2～H9.9.1)	204円	80円	14円
31～35歳 (S62.9.2～H4.9.1)	253円	105円	16円
36～40歳 (S57.9.2～S62.9.1)	344円	135円	20円
41～45歳 (S52.9.2～S57.9.1)	478円	195円	30円
46～50歳 (S47.9.2～S52.9.1)	801円	340円	47円
51～55歳 (S42.9.2～S47.9.1)	1,332円	540円	72円
56～60歳 (S37.9.2～S42.9.1)	2,088円	920円	124円
61～65歳 (S32.9.2～S37.9.1)	3,257円	1,465円	227円
66～70歳 (S27.9.2～S32.9.1)	4,824円	2,115円	348円

女性			
年齢【保険年齢】 (生年月日)	本人・配偶者		
	100万円		
	主契約	7大疾病 保障特約	がん・上皮 内新生物 保障特約
	100万円	50万円	10万円
18～20歳 (H14.9.2～H17.9.1)	123円	65円	15円
21～25歳 (H9.9.2～H14.9.1)	148円	75円	25円
26～30歳 (H4.9.2～H9.9.1)	189円	100円	32円
31～35歳 (S62.9.2～H4.9.1)	271円	145円	45円
36～40歳 (S57.9.2～S62.9.1)	400円	220円	61円
41～45歳 (S52.9.2～S57.9.1)	586円	365円	80円
46～50歳 (S47.9.2～S52.9.1)	740円	475円	100円
51～55歳 (S42.9.2～S47.9.1)	969円	605円	103円
56～60歳 (S37.9.2～S42.9.1)	1,195円	805円	119円
61～65歳 (S32.9.2～S37.9.1)	1,698円	955円	161円
66～70歳 (S27.9.2～S32.9.1)	2,244円	1,275円	181円

- 記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。
- 65歳以下の方が、特約を新規付加することができます。

つぎの場合には、保険金のお支払いはできません。



以下のような場合には、保険金がお支払いできません。いただいた保険料もお返しできないことがあります。

- ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が、以下の通りであるとき
 - ・告知義務違反により解除となったとき
 - ・詐欺の行為を原因として取消しとなったとき
 - ・保険金の不法取得目的があつて無効となったとき
 - ・重大事由に該当し解除となったとき
- 死亡保険金について
 - ・契約者、死亡保険金受取人の故意によるとき
 - ・被保険者が加入日から3年以内に自殺したとき
- 高度障害保険金について
 - ・被保険者の自殺行為または犯罪行為によるとき
 - ・契約者、被保険者の故意または重大な過失によるとき
- 過去に当制度で特定疾病保険金等の支払いを受けられた場合は、告知確認で問題がない場合も、再加入することはできません。
- 告知確認で問題がない場合も、過去に悪性新生物と診断確定されている場合は、加入日以後、悪性新生物と診断確定された場合も保険金のお支払対象とはなりません。

そのほかにも死亡保険金・高度障害保険金のお支払いに関する細かい規定がございます。参照ページをご確認ください。 **P.43**

10 三大疾病克服支援制度(70歳継続型)

【保険期間】令和5年3月1日(水)からご加入者が保険年齢70歳になられた直後の契約応当日の前日まで



加入対象者



意向確認【ご加入前のご確認】

三大疾病克服支援制度(70歳継続型)は、所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき、急性心筋梗塞・脳卒中を発病して所定の状態になられたとき、急性心筋梗塞・脳卒中の治療のために所定の手術を受けられたときの保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては、【注意喚起情報】・【契約概要】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

保障内容等(契約概要部分)

- 死亡・所定の高度障害に対して保険金が支払われます。
 - 7大疾病および上皮内新生物に対する治療費として、保険金が支払われます。
- ※特約の付加により保障内容が異なります。
 ※年金形式で受取ることができます。(詳細はP38をご確認ください。)

保障区分	保障内容	保障額			
		本人・配偶者			
		200万円	300万円	400万円	500万円
主契約	所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき、または急性心筋梗塞・脳卒中を発病して所定の状態(※1)になったとき [特定疾病保険金](※2)	200万円	300万円	400万円	500万円
	死亡・所定の高度障害状態のとき [死亡・高度障害保険金](※2)				
7大疾病保障特約	所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき、または急性心筋梗塞・脳卒中・重度の糖尿病・重度の高血圧性疾患・慢性腎不全・肝硬変を発病して所定の状態(※1)になったとき [7大疾病保険金](※3)	100万円	150万円	200万円	250万円
がん・上皮内新生物保障特約	所定の悪性新生物(がん)・上皮内新生物と診断確定されたとき [がん・上皮内新生物保険金](※3)	20万円	30万円	40万円	50万円

- ⚠ (※1)急性心筋梗塞・脳卒中の場合、「所定の状態」には「所定の手術を受けたとき」を含みます。
- (※2)特定疾病保険金と死亡・高度障害保険金とは重複しては支払われません。
- (※3)7大疾病保険金は主契約保険金の5割、がん・上皮内新生物保険金は主契約保険金の1割となります。

リビング・ニース特約	余命6か月以内と判断されるとき、主契約の死亡保険金の前払請求ができます。
------------	--------------------------------------

◎保険金ごとの保障イメージ <お申込金額500万円の場合>

保険金種類	お支払事由				
	死亡・高度障害	特定疾病		その他の4疾病	上皮内新生物
		悪性新生物(がん)(※)	急性心筋梗塞	脳卒中	重度の糖尿病 重度の高血圧性疾患 慢性腎不全 肝硬変
主契約 特定疾病保険金 死亡・高度障害保険金	お支払事由のいずれかに該当で 500万円				
特約 7大疾病保険金	お支払事由のいずれかに該当で 250万円				
特約 がん・上皮内新生物 保険金	お支払事由のいずれかに該当で 50万円				
お支払事由ごとの 保険金額合計	500万円	800万円	750万円	250万円	50万円

(※)特定疾病保険金、7大疾病保険金の場合は、悪性黒色腫以外の皮膚がんを含みません。
 がん・上皮内新生物保険金の場合は、悪性黒色腫以外の皮膚がんも含みます。

保険金のお支払いに関するご注意

⚠ 被保険者が加入日(*)以後保険期間中に、次のいずれかのお支払事由に該当したとき、保険金をお支払いします。

保険金種類と お支払対象の疾病	お支払事由	お支払対象と ならない疾病例*1	
7大疾病 保険金 ※13	●悪性新生物(がん)	加入日(*)前を含めてはじめて*2悪性新生物と診断確定*3されたとき ただし、「乳房の悪性新生物(乳がん)」については、加入日(*)からその日を含めて90日を経過した後、加入日(*)前を含めてはじめて診断確定されたとき	・上皮内新生物*4 ・悪性黒色腫を除く皮膚がん ・脂肪腫
	●急性心筋梗塞	加入日(*)以後に発病した疾病*5を原因として、急性心筋梗塞を発病*5し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態*6が継続したと医師によって診断されたとき、またはその疾病の治療を直接の目的とした所定の手術*7を受けたとき	・狭心症 ・解離性大動脈瘤 ・心筋症
	●脳卒中(くも膜下出血・脳内出血・脳梗塞)	加入日(*)以後に発病した疾病*5を原因として、脳卒中を発病*5し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき、またはその疾病の治療を直接の目的とした所定の手術*7を受けたとき	・一過性脳虚血 ・外傷性くも膜下出血 ・未破裂脳動脈瘤
	●重度の糖尿病	加入日(*)以後に発病した疾病*5を原因として、糖尿病を発病*5し、医師が必要と認める日常のかつ継続的なインスリン療法*8を開始し、その開始日から起算して180日間継続して受けたとき	
	●重度の高血圧性疾患(高血圧性網膜症)	加入日(*)以後に発病した疾病*5を原因として、高血圧性疾患を発病*5し、その疾病により高血圧性網膜症*9であると医師によって診断されたとき	
	●慢性腎不全	加入日(*)以後に発病した疾病*5を原因として、慢性腎不全の状態になったと医師によって診断され、医師が必要と認める永続的な人工透析療法*10を開始したとき	
	●肝硬変	加入日(*)以後に発病した疾病*5を原因として、肝硬変の状態になったと医師によって病理組織学的所見(生検)により診断されたとき*11	
がん・上皮内新生物 保険金	加入日(*)前を含めてはじめて*12悪性新生物・上皮内新生物と診断確定*3されたとき ただし、「乳房の悪性新生物・乳房の上皮内癌(乳がん)」については、加入日(*)からその日を含めて90日を経過した後、加入日(*)前を含めてはじめて診断確定されたとき		
死亡保険金	死亡されたとき		
高度障害保険金	加入日(*)以後に発生した傷害または疾病*6により所定の高度障害状態になられたとき		

- *1 お支払対象とならない疾病には、上記のほか、無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)普通保険約款「付表1 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中」に定義付けられない疾病も含まれます。詳細については「ご契約のしおり 約款」をご覧ください。
 - *2 ご加入前にお支払対象の悪性新生物(がん)と診断確定されている場合、ご加入後にお支払対象の悪性新生物(がん)に診断確定されても、お支払いの対象とはなりません。なお、加入日(*)以後に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)の発生部位が、加入日(*)前に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)と異なる場合も、お支払いの対象とはなりません。
 - *3 診断確定は、病理組織学的所見(生検)により医師によってなされることを要します。ただし、病理組織学的所見(生検)が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めことがあります。
 - *4 「上皮内新生物」は、ごく初期の段階で発見されたがんであり、子宮頸部・食道などの部位で病変が上皮内に限局しているもの、または、乳房・膀胱・腎盂・尿管などの非浸潤がん、および、大腸の粘膜内がんを含みます。なお、国際対がん連合(UICC)のTNM分類が「Tis」(膀胱・腎盂・尿管の非浸潤がん)、「Tis」(上皮内がんまたは非浸潤がん)はお支払対象外です。
 - *5 疾病の「発病」(「発生」)および急性心筋梗塞・脳卒中・糖尿病・高血圧性疾患の「発病」には、疾病の症状を自覚または認識した時や、医師の診察や健康診断等において異常の指摘を受けた時も含まれます。
 - *6 「労働の制限を必要とする状態」とは、軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態をいいます。
 - *7 急性心筋梗塞または脳卒中についての特定疾病保険金・7大疾病保険金のお支払対象となる手術とは、開頭術、開胸術、ファイバースコープ手術または血管カテーテル手術をいいます。吸引、穿刺、洗浄などの処置および神経ブロックは除きます。
 - *8 「インスリン療法」には、妊娠・分娩にかかわるインスリン療法は含みません。また経口血糖降下剤によっては血糖値上昇を抑制できない場合に限り、ケース・ワグナー分類において3群または4群の眼底所見(詳細については、「ご契約のしおり 特約」7大疾病保障特約(特定疾病定期Ⅱ用)付表3をご覧ください。)を示す状態。
 - *9 「人工透析療法」とは、血液透析法または腹膜透析法により血液浄化を行う療法をいいます。ただし、一時的な人工透析療法を除きます。
 - *10 病理組織学的所見(生検)が得られない場合には、他の所見による診断も認めことがあります。
 - *11 ご加入前にお支払対象の悪性新生物(がん)・上皮内新生物と診断確定されている場合、ご加入後にお支払対象の悪性新生物(がん)・上皮内新生物に診断確定されても、お支払いの対象とはなりません。なお、加入日(*)以後に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)・上皮内新生物の発生部位が、加入日(*)前に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)・上皮内新生物と異なる場合も、お支払いの対象とはなりません。これらの場合、がん・上皮内新生物保障特約は無効とします。
 - *12 7大疾病保険金のお支払事由にかかわる医療技術等が将来変更された場合には、主務官庁の認可を得てお支払事由を変更することがあります。
 - (*)保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。
- 本人および配偶者の死亡保険金の受取人は被保険者にご指定いただけます。それ以外の保険金の受取人は被保険者となります。

7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約に関する注意事項

- ⚠ ●7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保険金のお支払いは、それぞれ1回のみです。
- 7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約は、それぞれ7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保険金がお支払された場合に消滅します。
- 特定疾病保険金、死亡保険金または高度障害保険金のいずれかが支払われた場合、主契約である無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)は消滅します。この場合、同時に7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約も消滅します。

保険金等のお支払いについて参照ページをご確認ください。 **P.52**

保険金を年金形式で受取ることができます！

三大疾病克服支援制度(初期給付型) + (70歳継続型400万円コース)の保険金受取イメージ(例)



設定金額ごとの受取イメージ(例)

年金原資	年金月額	受取期間
500万円	約8.4万円	5年
400万円	約6.7万円	5年
300万円	約5.0万円	5年
200万円	約5.5万円	3年

※初期給付型と70歳継続型あわせて500万円が上限です。(初期給付型100万円と70歳継続型500万円での加入はできません。)
※記載の年金額は千円未満切捨て表示しており、現在の保険料率において給付総額は年金原資を上回ります。
※年金額は「年金保険」ご契約時点の保険料率により計算されますので、記載の年金額は現時点で確定された金額ではありません。
※年金受取金額は、1ヵ月あたりの金額を表記していますが、年金のお支払いは毎年1回、2回、4回受取りのいずれかです。

年金払 (70歳継続型のみ)

- 年金の種類と型 ●年金支払期間は、支払請求時に2～20年の中から選択いただきます。(定額型確定年金です)
- 配当金 ●年金支払開始後の配当金は、増加年金の買増に充当します。
- 年金受取人 ●保険金等の受取人です。なお、年金支払開始後は年金受取人の変更はできません。
●支払期間中に年金受取人が死亡したときは、残存支払期間の未払年金現価をその相続人にお支払いいたします。
- 年金のお支払い ●年金受取人へのお支払いは、毎年1回、2回、4回受取りのいずれかです。
●年金のお支払日は、年金支払月の応当日(15日)です。
●年金支払開始後、年金受取人から残存支払期間分の一括払の申し出があった場合は、未払年金現価をお支払いします。
- 年金払の対象となる保険金 ●無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)の主契約保険金の全部または一部。7大疾病保障特約およびがん・上皮内新生物保障特約の特約保険金の全部または一部
●ただし、年金年額が、年1回払いのとき24万円未満、年2回・4回払いのとき36万円未満の場合はお取扱いできません。

●この制度は、保険金の受取人が主約款の条項(保険金の支払方法の選択)に基づき、保険金の支払事由発生後に保険金の全部または一部について、一時金でのお支払いに代えて年金支払をお選びいただくものです。この場合、保険金の全部または一部が新たにご契約いただく「年金保険」の一時払保険料に充当され、年金として支払われます。なお、7大疾病保障特約およびがん・上皮内新生物保障特約もこの取扱いに準じます。

ご加入いただける方

本人	配偶者	子ども
ライフサポート保険(長期生活資金)加入の互助会員で申込書記載の告知内容に該当し、令和5年3月1日現在満17歳6カ月を超え、満65歳6カ月までの方	本人の配偶者で申込書記載の告知内容に該当し、令和5年3月1日現在満17歳6カ月を超え、満65歳6カ月までの方(配偶者だけの加入はできません)	(ご加入いただけません)
[年齢は令和5年3月1日現在の満年齢です。 配偶者の保険金額は、本人と同額以下でお申し込みください。]		

告知内容について

Step1 まずは「申込日(告知日)現在」の就業状態、健康状態が以下のとおりであることをご確認ください。

現在の就業状態	本人	現在の健康状態	配偶者
●申込日(告知日)現在、病気やけがで休職・休業中でなく、かつ、病気により就業を制限されていません。 ②「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。	●申込日(告知日)現在、医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。 ②「医師による治療期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。		

Step2 つぎに、過去の傷病歴が以下のとおりであることをご確認ください。

三大疾病克服支援制度(70歳継続型)	●7大疾病保障特約	●がん・上皮内新生物保障特約
過去3カ月以内の健康状態	過去5年以内の健康状態	【別表】
●申込日(告知日)より起算して過去3カ月以内に、医師による診察または健康診断・人間ドックを受け、その結果、検査(再検査・精密検査を含みます)・入院・手術をすすめられていません。 ②検査をすすめられ検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。	●申込日(告知日)より起算して過去5年以内に、腫瘍、ポリープまたは別表記載の病気により、連続して7日以上入院をしたことはありません。	がん、肉腫、悪性腫瘍、白血病、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、てんかん、狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心臓病、心筋症、不整脈、高血圧症、胃かいよう、十二指腸かいよう、肝炎、肝硬変、腎炎、ネフローゼ、腎不全、子宮筋腫、糖尿病
現在までの健康状態	現在までの健康状態	【がん・上皮内新生物保障特約について】
●申込日(告知日)現在までに、悪性新生物(がん・肉腫・悪性リンパ腫・白血病を含みます)または上皮内新生物(上皮内がん)と診断されたことはありません。	●申込日(告知日)現在までに、悪性新生物(がん・肉腫・悪性リンパ腫・白血病を含みます)または上皮内新生物(上皮内がん)と診断されたことはありません。	当特約を新規付加するまたは当特約が付加された主契約保険金を増額する場合は、上記の告知に併せて、以下の【現在までの健康状態】をご確認ください。

※引受会社と既に別の保険契約がある場合、その保険金額、保険種類等によっては、お申込後、ご加入をお断りする場合があります。

※告知していただいた内容が事実と相違していた場合、保険金をお支払いできない場合があります。

※本人が脱退した場合には、配偶者は同時に脱退となります。本人の保険金が支払われ、主契約または特約から脱退となった場合にも、配偶者は本人と同様に脱退となります。

ただし、保険金の支払いによって本人が主契約または特約から脱退となった場合でも、本人が引き続き団体の所属員である場合に限り、配偶者は継続加入となります。

※過去に特定疾病保険金または高度障害保険金のお支払いを受けられた場合、告知内容に該当しても再加入はできません。

※過去に7大疾病保険金のお支払いを受けられた場合、告知内容に該当しても7大疾病保障特約の再度付加はできません。

※加入日(*)よりも前に「悪性新生物(がん)」と診断確定されていた場合には、加入日(*)以降に新たに「悪性新生物(がん)」と診断確定されても、特定疾病保険金(7大疾病保障特約およびがん・上皮内新生物保障特約)が付加されている場合は、その保険金を含む)のお支払いの対象になりません。

(*)保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

取扱いについて

◎保険料【控除方法】

毎月の給与から控除します。(県費負担教職員及びさいたま市教職員以外は口座引き落とし。)初回は2月より控除します。

◎保険期間

令和5年3月1日からご加入者(被保険者)が保険年齢70歳になられた直後の契約応当日の前日まで

※ご退職等により被保険者が契約者となった場合、保険期間満了後は80歳まで自動更新の取扱いとなります。

※更新後の保険料は、更新時の年齢および保険料率により計算します。

◎申込方法

所定の申込書に必要事項を記入、押印のうえ、ご提出ください。

◎自動更新の取扱い

ご退職等により被保険者が契約者となった場合、保険期間の満了の日の2ヵ月前までに更新されない旨のお申し出のない限り、ご契約は被保険者の健康状態にかかわらず80歳まで自動的に更新されます。

※更新後の保険料は、更新時の年齢および保険料率により計算します。

◎解約返戻金について

この制度は保険期間中に脱退(解約)された場合、ご加入年齢、加入期間等によっては解約返戻金をお支払いする場合があります。

11 セカンドライフサポート

【保険期間】令和5年3月1日(水)からご加入者が保険年齢70歳になられた直後の契約応当日の前日まで(注)



加入対象者



保障内容等(契約概要部分)

- **死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金をお支払いします。**
- **保険年齢70歳までの保障が準備できます。**(注)
- **保険期間中に途中で解約(脱退)した場合は、解約返戻金をお支払いする場合があります。**

保障内容	保障額
死亡または所定の高度障害状態になったとき 【死亡・高度障害保険金】	200万円 300万円 400万円 500万円

(注)ご退職等により被保険者が契約者となった場合、保険期間満了後は80歳まで自動更新の取扱いとなります。更新後の保険料は、更新時の年齢および保険料率により計算します。

保険金のお支払いに関するご注意

- 死亡保険金は保険期間中に死亡した場合にお支払いします。死亡保険金の受取人は、被保険者が指定した方です。
- 高度障害保険金は、加入日以後に発生した傷害または疾病によって、保険期間中に所定の高度障害状態になった場合にお支払いします。高度障害保険金の受取人は、被保険者本人です。
- 高度障害状態とは、身体障害の程度が次の1項目に該当する場合をいいます。
 - ①両眼の視力を全く永久に失ったもの
 - ②言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
 - ③中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの[※]
 - ※「常に介護を要するもの」とは食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。
 - ④両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
 - ⑤両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
 - ⑥1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
 - ⑦1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの
- 疾病の発生には、疾病の症状を自覚または認識した時や、医師の診察や健康診断等において異常の指摘を受けた時も含めます。
- 保険金受取人は次の通りです。
 - 死亡保険金：被保険者が指定した方
 - 高度障害保険金：被保険者

そのほかにも死亡保険金・高度障害保険金等のお支払いに関する細かい規定がございます。参照ページをご確認ください。

P.50

※本人が脱退した場合には、配偶者は同時に脱退となります。本人の保険金が支払われ脱退となった場合にも、配偶者は本人と同様に脱退となります。ただし、保険金の支払いによって本人が脱退となった場合でも、本人が引き続き団体の所属員である場合に限り、配偶者は継続加入となります。

意向確認(ご加入前のご確認)

セカンドライフサポートは、死亡または所定の高度障害状態となった場合の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては、【注意喚起情報】・【契約概要】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

保険料

記載の保険料は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される保険料は記載の保険料と異なる場合があります。また、今後の基礎率などの改定により保険料は改定されることがあります。(既加入の方の保険料は、ご加入時の年齢および保険料率が適用されます。)

◎月額保険料(単位:円) <保険期間70歳満了、集団扱月払、保険金額200万円・300万円・400万円・500万円>

年齢 【保険年齢】 (生年月日)	男性				女性			
	本人	配偶者	本人	配偶者	本人	配偶者	本人	配偶者
18歳 (H16.9.2~H17.9.1)	664	996	1,328	1,660	408	612	816	1,020
19歳 (H15.9.2~H16.9.1)	676	1,014	1,352	1,690	416	624	832	1,040
20歳 (H14.9.2~H15.9.1)	690	1,035	1,380	1,725	422	633	844	1,055
21歳 (H13.9.2~H14.9.1)	702	1,053	1,404	1,755	430	645	860	1,075
22歳 (H12.9.2~H13.9.1)	716	1,074	1,432	1,790	438	657	876	1,095
23歳 (H11.9.2~H12.9.1)	732	1,098	1,464	1,830	446	669	892	1,115
24歳 (H10.9.2~H11.9.1)	748	1,122	1,496	1,870	454	681	908	1,135
25歳 (H9.9.2~H10.9.1)	762	1,143	1,524	1,905	462	693	924	1,155
26歳 (H8.9.2~H9.9.1)	778	1,167	1,556	1,945	472	708	944	1,180
27歳 (H7.9.2~H8.9.1)	796	1,194	1,592	1,990	482	723	964	1,205
28歳 (H6.9.2~H7.9.1)	816	1,224	1,632	2,040	492	738	984	1,230
29歳 (H5.9.2~H6.9.1)	832	1,248	1,664	2,080	502	753	1,004	1,255
30歳 (H4.9.2~H5.9.1)	854	1,281	1,708	2,135	514	771	1,028	1,285
31歳 (H3.9.2~H4.9.1)	876	1,314	1,752	2,190	522	783	1,044	1,305
32歳 (H2.9.2~H3.9.1)	896	1,344	1,792	2,240	534	801	1,068	1,335
33歳 (H1.9.2~H2.9.1)	920	1,380	1,840	2,300	546	819	1,092	1,365
34歳 (S63.9.2~H1.9.1)	944	1,416	1,888	2,360	560	840	1,120	1,400
35歳 (S62.9.2~S63.9.1)	970	1,455	1,940	2,425	572	858	1,144	1,430
36歳 (S61.9.2~S62.9.1)	998	1,497	1,996	2,495	584	876	1,168	1,460
37歳 (S60.9.2~S61.9.1)	1,024	1,536	2,048	2,560	598	897	1,196	1,495
38歳 (S59.9.2~S60.9.1)	1,056	1,584	2,112	2,640	612	918	1,224	1,530
39歳 (S58.9.2~S59.9.1)	1,084	1,626	2,168	2,710	628	942	1,256	1,570
40歳 (S57.9.2~S58.9.1)	1,118	1,677	2,236	2,795	640	960	1,280	1,600
41歳 (S56.9.2~S57.9.1)	1,152	1,728	2,304	2,880	656	984	1,312	1,640
42歳 (S55.9.2~S56.9.1)	1,186	1,779	2,372	2,965	674	1,011	1,348	1,685
43歳 (S54.9.2~S55.9.1)	1,224	1,836	2,448	3,060	692	1,038	1,384	1,730
44歳 (S53.9.2~S54.9.1)	1,264	1,896	2,528	3,160	708	1,062	1,416	1,770
45歳 (S52.9.2~S53.9.1)	1,304	1,956	2,608	3,260	726	1,089	1,452	1,815
46歳 (S51.9.2~S52.9.1)	1,350	2,025	2,700	3,375	746	1,119	1,492	1,865
47歳 (S50.9.2~S51.9.1)	1,394	2,091	2,788	3,485	766	1,149	1,532	1,915
48歳 (S49.9.2~S50.9.1)	1,442	2,163	2,884	3,605	786	1,179	1,572	1,965
49歳 (S48.9.2~S49.9.1)	1,492	2,238	2,984	3,730	808	1,212	1,616	2,020
50歳 (S47.9.2~S48.9.1)	1,544	2,316	3,088	3,860	826	1,239	1,652	2,065
51歳 (S46.9.2~S47.9.1)	1,596	2,394	3,192	3,990	846	1,269	1,692	2,115
52歳 (S45.9.2~S46.9.1)	1,648	2,472	3,296	4,120	866	1,299	1,732	2,165
53歳 (S44.9.2~S45.9.1)	1,702	2,553	3,404	4,255	884	1,326	1,768	2,210
54歳 (S43.9.2~S44.9.1)	1,760	2,640	3,520	4,400	904	1,356	1,808	2,260
55歳 (S42.9.2~S43.9.1)	1,822	2,733	3,644	4,555	926	1,389	1,852	2,315
56歳 (S41.9.2~S42.9.1)	1,886	2,829	3,772	4,715	946	1,419	1,892	2,365
57歳 (S40.9.2~S41.9.1)	1,956	2,934	3,912	4,890	970	1,455	1,940	2,425
58歳 (S39.9.2~S40.9.1)	2,028	3,042	4,056	5,070	996	1,494	1,992	2,490
59歳 (S38.9.2~S39.9.1)	2,104	3,156	4,208	5,260	1,020	1,530	2,040	2,550
60歳 (S37.9.2~S38.9.1)	2,180	3,270	4,360	5,450	1,044	1,566	2,088	2,610
61歳 (S36.9.2~S37.9.1)	2,264	3,396	4,528	5,660	1,070	1,605	2,140	2,675
62歳 (S35.9.2~S36.9.1)	2,350	3,525	4,700	5,875	1,098	1,647	2,196	2,745
63歳 (S34.9.2~S35.9.1)	2,440	3,660	4,880	6,100	1,126	1,689	2,252	2,815
64歳 (S33.9.2~S34.9.1)	2,532	3,798	5,064	6,330	1,156	1,734	2,312	2,890
65歳 (S32.9.2~S33.9.1)	2,626	3,939	5,252	6,565	1,188	1,782	2,376	2,970

● 記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。

つぎの場合には、保険金のお支払いはできません。

以下のような場合には、保険金がお支払いできません。いただいた保険料もお返しできないことがあります。

- ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が、以下の通りであるとき
 - ・告知義務違反により解除となったとき
 - ・詐欺の行為を原因として取消しとなったとき
 - ・保険金の不法取得目的があつて無効となったとき
 - ・重大事由に該当し解除となったとき
- 死亡保険金について
 - ・契約者、死亡保険金受取人の故意によるとき
 - ・被保険者が加入日から3年以内に自殺したとき
- 高度障害保険金について
 - ・被保険者の自殺行為または犯罪行為によるとき
 - ・契約者、被保険者の故意または重大な過失によるとき

そのほかにも死亡保険金・高度障害保険金等のお支払いに関する細かい規定がございます。参照ページをご確認ください。

P.43

13 ご注意いただきたいこと



ここからは、商品の細部のお取り扱いをご説明しています。詳細のご確認については、以下をご参照ください。

「約款」と細部のお取り扱い

保険金や給付金のお支払い、あるいはお支払いできない場合などはすべて、引受保険会社と契約者との契約で定め、それらの細部は「約款」に記載しています。本パンフレットでは、ご加入者にとって不利益になる可能性のある事項は、極力随所に掲載しましたが、細部のすべては網羅できていません。このページ以降で、あらためて細部のお取り扱いをまとめて掲載しています。契約事項のすべてをご確認になりたい場合は、団体に備え付けの約款をご覧ください。

高度障害状態について	43
保険金・給付金をお支払いできない場合について	43
保険金・給付金のお支払いに関するご注意について	43
ライフサポート保険(長期生活資金)・ライフサポート保険(緊急一時金)	43
医療費支援助制度	44
就業不能サポート制度	47
総合医療サポート	49
三大疾病克服支援助制度(初期給付型)	50
セカンドライフサポート	50
その他	51

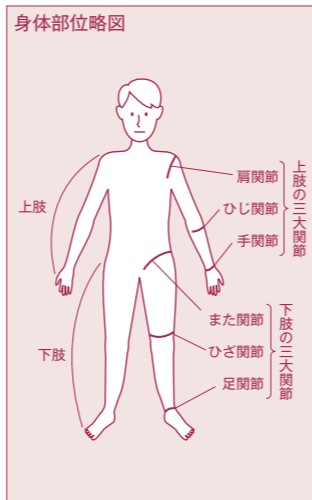
高度障害状態について 高度障害保険金と死亡保険金とは、重複してお支払いしません。

ライフサポート保険(長期生活資金)・ライフサポート保険(緊急一時金)・総合医療サポート・三大疾病克服支援助制度(初期給付型)・セカンドライフサポート

高度障害状態とは身体障害の程度が加入日(増額分については増額日)以後の傷害または疾病によりつぎの1項目に該当する場合をいいます。

【高度障害状態とは(高度障害条項(7項目))】

1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
 2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
 3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの*
 4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
 5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
 6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
 7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの
- ※「常に介護を要するもの」とは食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。



1. 眼の障害(視力障害)

- (1)視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2)「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (3)視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。

2. 言語またはそしゃくの障害

- (1)「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち3種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2)「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

3. 上・下肢の障害

「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。

保険金・給付金をお支払いできない場合について

ライフサポート保険(長期生活資金)・ライフサポート保険(緊急一時金)・医療費支援助制度・就業不能サポート制度・総合医療サポート・三大疾病克服支援助制度(初期給付型)・セカンドライフサポート

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできません。)

- 告知していた内容が事実と相違し、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が告知義務違反により解除となったとき
- 契約者、被保険者または受取人が保険金・給付金を詐取する目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由[®]に該当し、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が解除となった場合
- 保険料のお払込みがなく、ご契約が失効したとき
- 契約者もしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が取消しとなったとき
*告知義務違反の態様が特に重大な場合には、詐欺としてご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分を取消しとさせていただきます。この場合、各商品の約款に定める解除権の消滅期限を経過後も取消しとなる場合があります。
- 契約者もしくは被保険者に保険金・給付金の不法取得目的があつて、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が無効となったとき
※重大事由とは、つぎの項目をいいます。●保険金・給付金を詐取する目的で事故を起こしたとき、●保険金・給付金のご請求に関して詐欺行為があつたとき、●他の保険契約との重複により給付金等の合計額が著しく過大であつて、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき、●その他上記と同等の事由があつたとき
「保険金・給付金のお支払いに関するご注意について」もあわせてご確認ください。

保険金・給付金のお支払いに関するご注意について

ライフサポート保険(長期生活資金)・ライフサポート保険(緊急一時金)

保険金・給付金のお支払いについて

項目	お支払いする場合	お支払内容
死亡保険金	保険期間中に死亡した場合	死亡保険金額
高度障害保険金	加入日以後に(業務上業務外を問わず)発生した傷害または疾病によって、保険期間中に、所定の高度障害状態になった場合	高度障害保険金額

障害保険金 (ライフサポート保険(長期生活資金)のみ)	この特約の加入日以後の傷害または疾病を原因として、保険期間中に国民年金法施行令別表に定める障害等級1級の障害状態に該当し、国民年金法による障害基礎年金または厚生年金保険法による障害厚生年金のいずれかの受給権を取得した場合	障害保険金額 (死亡保険金額と同額)
障害初期給付金 (ライフサポート保険(長期生活資金)のみ)	この特約の加入日以後の傷害または疾病を原因として、保険期間中に国民年金法施行令別表に定める障害等級1級もしくは2級の障害状態に該当し、国民年金法による障害基礎年金または厚生年金保険法による障害厚生年金のいずれかの受給権を取得した場合	障害初期給付金額 (死亡保険金額の1割相当) ※更新前の保険期間を含めて1回を限度とします。

【障害保険金・障害初期給付金】(障害特約について)

※保険期間中の発症でも受給権の取得年月が保険期間終了後の場合は保障の対象となりません。

※公的障害年金制度に関する法律等の改正が行なわれた場合には、当会社は、主務官庁の認可を得て、支払事由、保険料その他のこの特約の内容を変更することがあります。

※特約の締結時(特約が更新された場合は最後の更新時)における公的障害年金に関する法律等に連動した給付を行います。

※重い障害が残っているものの、所定の要件を満たさず障害基礎年金もしくは障害厚生年金のいずれかの受給権を取得できない場合(具体的には、次の①から③のいずれかに該当する場合)については、「国民年金・厚生年金保険障害認定基準」等に基づき、対象となる障害状態に該当するかを当社にて判断いたします。

- ①初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの被保険者期間に3分の1以上の保険料滞納期間がある場合
- ②初診日が60歳以上65歳未満、かつ公的年金の被保険者でない場合で、老齢年金の繰上げ受給後に障害認定日が来る場合
- ③社会保障協定が締結され、年金の二重加入防止が図られている国の外国人で、一時的な派遣(通常5年まで)のために日本の年金制度への加入が免除となる場合

障害保険金・障害初期給付金の対象となる障害状態とは

障害年金1級(「対象となる障害状態」については、パンフレット作成時点の国民年金法施行令に基づき記載しております。)

1. 両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの
2. 一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの
3. ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の I / 4 視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつ I / 2 視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの
4. 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの
5. 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
6. 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
7. 両上肢のすべての指を欠くもの
8. 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
9. 両下肢の機能に著しい障害を有するもの
10. 両下肢を足関節以上で欠くもの
11. 体幹の機能に座っていることができない程度または立ち上がることができない程度の障害を有するもの
12. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害または長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
13. 精神の障害であつて、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
14. 身体の機能の障害もしくは病状または精神の障害が重複する場合であつて、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

障害初期給付金の対象となる障害状態とは

障害年金2級(「対象となる障害状態」については、パンフレット作成時点の国民年金法施行令に基づき記載しております。)

1. 両眼の視力がそれぞれ0.07以下のもの
2. 一眼の視力が0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの
3. ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の I / 4 視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつ I / 2 視標による両眼中心視野角度が56度以下のもの
4. 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの
5. 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
6. 平衡機能に著しい障害を有するもの
7. そしゃくの機能を欠くもの
8. 音声または言語機能に著しい障害を有するもの
9. 両上肢のおや指およびひとさし指または中指を欠くもの
10. 両上肢のおや指およびひとさし指または中指の機能に著しい障害を有するもの
11. 1上肢の機能に著しい障害を有するもの
12. 1上肢のすべての指を欠くもの
13. 1上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
14. 両下肢のすべての指を欠くもの
15. 1下肢の機能に著しい障害を有するもの
16. 1下肢を足関節以上で欠くもの
17. 体幹の機能に歩くことのできない程度の障害を有するもの
18. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害または長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活が著しい制限を受けるか、または日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
19. 精神の障害であつて、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
20. 身体の機能の障害もしくは病状または精神の障害が重複する場合であつて、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

保険金・給付金のお支払いできない場合について

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできません。)

項目	お支払いできない主な場合
死亡保険金	●被保険者が加入日から1年以内に自殺したとき(増額はその増額部分について)(ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときは、死亡保険金をお支払いする場合がありますので、引受生命保険会社にお問合わせください。) ●契約者または死亡保険金受取人の故意によるとき ●戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)
高度障害保険金 障害保険金 障害初期給付金	●被保険者の故意によるとき ●契約者または高度障害保険金受取人等の故意によるとき ●戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)

医療費支援助制度

給付金のお支払いについて

項目	お支払いする場合	お支払内容
入院支援給付金	加入日以後に発生した傷害または発病した疾病により保険期間中に治療を目的として1日以上入院をしたとき	入院1回につき、支援給付金額をお支払いします。(1日以上入院で1回目、31日目で2回目、以降入院30日ごとに1回) ※1入院について5回、通算して36回がお支払限度です。

ご注意ください

外来手術給付金	加入日以後に発生した傷害または発病した疾病により、公的医療保険制度の保険給付の対象となる治療を目的とした手術(※)を保険期間中に入院を伴わずに受け、かつ、手術を受けた日の療養に係る診療報酬点数の合計が2,000点以上であるとき(※)悪性新生物(がん)・上皮内新生物を直接の原因としない歯、歯肉および歯槽骨の治療に伴う手術を除く	手術1回につき、支援給付金額をお支払いします。 ※手術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とします。お支払回数の通算限度はありません。なお、同給付金のお支払条件は、公的医療保険制度における保険給付の対象となる手術とします。
外来放射線治療給付金	加入日以後に発生した傷害または発病した疾病により公的医療保険制度の保険給付の対象となる治療を目的とした放射線治療を保険期間中に入院を伴わずに受けたとき	放射線治療1回につき、支援給付金額をお支払いします。 ※放射線治療の開始日から60日の間に1回の給付を限度とします。お支払回数の通算限度はありません。なお、同給付金のお支払条件は、公的医療保険制度における保険給付の対象となる放射線治療とします。
先進医療給付金	加入日以後に発生した傷害または発病した疾病により保険期間中に先進医療による療養を受けたとき	先進医療の技術に係る費用と同額をお支払いします。 ※通算して2,000万円がお支払限度です。

<給付金に関するご注意>

【入院支援給付金・外来手術給付金・外来放射線治療給付金・先進医療給付金 共通事項】

- 加入日前に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因とする場合でも、加入日から起算して2年経過した後に入院を開始したとき・手術等を受けたときは該当する給付金をお支払いする場合があります。

【入院支援給付金について】

- 「入院」とは、「別表1 入院」に定められたものとします。
- 入院支援給付金のお支払いは、1入院について5回、通算して36回を限度とします。なお、第2回以降の入院支援給付金の支払事由は、第1回の入院支援給付金の支払事由に該当することとなった入院の日数が、入院を開始した日から起算して、31日、61日、91日、または121日に達したときとします。
- 被保険者が入院支援給付金のお支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院を開始した直接の原因となった傷害または疾病が同一かまたは医学上重要な関係があると当社が認めたときは、それらの入院を1回の入院とみなし、各入院日数を合算して取り扱います。
- 入院支援給付金がお支払されることとなった前回の入院の退院日の翌日から180日経過後に開始した入院については、新たな入院とみなし、入院日数を合算する取り扱いはしません。
- 傷害または疾病が併発している期間について入院支援給付金を重複して支払いません。
- 美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術、正常分娩(自然頭位分娩など)、治療処置を伴わない人間ドック検査などによる入院は、入院支援給付金のお支払対象となりません。なお、異常分娩を原因とする場合は入院支援給付金のお支払対象となります。

【外来手術給付金について】

- 「別表3 公的医療保険制度」に定められた公的医療保険制度における保険給付の対象となる手術がお支払いの対象となります。また、「別表1 入院」に定められた「病院または診療所」における手術であることを要します。
- 外来手術給付金のお支払いは、手術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とします。ただし、お支払回数の通算限度はありません。
- 診療報酬点数表(手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている診療報酬点数表をいいます)によって手術料が算定される手術がお支払対象となります。
- 診療報酬点数表において、一連の治療過程に複数回の手術を受けた場合に、手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術については、第1回目の手術のみを受けたものとして取り扱います。
- 手術を受けたにもかかわらず、診療報酬点数が算定されないために支払事由に該当しない場合でも、その手術が診療報酬点数表によって手術料が1,000点以上算定される手術のときは、外来手術給付金をお支払いします。
- 「手術を受けた日の療養に係る診療報酬点数」には、病院または診療所に通院した際に発行された処方せんに基づき、薬局にて薬を処方された場合の調剤報酬点数も含まれます。
- 「別表2 対象となる悪性新生物・上皮内新生物」の(1)に定められた悪性新生物(がん)・上皮内新生物を直接の原因としない歯、歯肉および歯槽骨の治療に伴う手術はお支払対象となりません。
- 美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査のための手術などは、外来手術給付金のお支払対象となりません。なお、異常分娩を原因とする場合は外来手術給付金のお支払対象となります。

【外来放射線治療給付金について】

- 「別表3 公的医療保険制度」に定められた公的医療保険制度における保険給付の対象となる放射線治療がお支払いの対象となります。また、「別表1 入院」に定められた「病院または診療所」における放射線治療であることを要します。
- 外来放射線治療給付金のお支払いは、放射線治療の開始日から60日の間に1回の給付を限度とします。ただし、お支払回数の通算限度はありません。
- 診療報酬点数表(放射線治療を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている診療報酬点数表をいいます)によって放射線治療料が算定される放射線治療がお支払対象となります。
- 診療報酬点数表において、一連の治療過程に複数回の放射線治療を受けた場合に、放射線治療料が1回のみ算定されるものとして定められている放射線治療については、第1回目の放射線治療のみを受けたものとして取り扱います。

【先進医療給付金について】

- 先進医療とは、「別表4 先進医療」に定められたものとします。
- 先進医療の技術に係る費用には、次の費用などは含まれません。
 - ・診察・投薬・入院等、公的医療保険制度における保険給付の対象となる費用
 - ・先進医療以外の評価療養のための費用
 - ・選定療養のための費用
 - ・食事療養のための費用
 - ・生活療養のための費用
- 治療を受けた時点で、次の1～3全てに該当していない場合はお支払対象となりません。
 1. 厚生労働大臣が認める「医療技術」
 2. その医療技術ごとの「適応症」
 3. 所定の基準を満たす「医療機関」での治療
上記1～3は随時見直しされますので、詳しくは厚生労働省のホームページでご確認ください。
- 医療技術名が同じでも、治療方法や症例等によっては「先進医療」に該当しない場合があります。該当するか否かは、治療を受ける前に実施する医療機関にご確認ください。

給付金のお支払いできない場合について

次のような場合には、給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。)

項目	お支払いできない主な場合
入院支援給付金 外来手術給付金 外来放射線治療給付金 先進医療給付金	<ul style="list-style-type: none"> ●契約者の故意または重大な過失によるとき ●その被保険者の故意または重大な過失によるとき ●その被保険者の犯罪行為によるとき ●その被保険者の精神障害の状態を原因とする事故によるとき ●その被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき ●その被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転をしている間に生じた事故によるとき ●その被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき ●地震、噴火または津波によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。) ●戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)

- 入院支援給付金、外来手術給付金、外来放射線治療給付金、先進医療給付金については上記項目に加え、「その被保険者の薬物依存」が追加となります。

別表1 入院

1. 入院とは、医師(柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。)による治療(柔道整復師による施術を含みます。)が必要であり、かつ、自宅などで治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
2. 「病院または診療所」とは、次のいずれかに該当するものをいいます。
 - ①医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所(四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。)
 - ②①の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表2 対象となる悪性新生物・上皮内新生物

1. 対象となる悪性新生物・上皮内新生物の範囲は、以下の(1)および(2)をいいます。
 - (1)平成6年10月12日総務庁告示第75号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 I C D - 10(2003年版)準拠」に記載された分類項目中、表1の分類コードに規定される内容によるもので、かつ、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類一腫瘍学 第3版」中、新生物の性状を表す第5桁コードが表2にあたるもの

表1 対象となる悪性新生物・上皮内新生物の分類コード

分類項目	分類コード
口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00—C14
消化器の悪性新生物	C15—C26
呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30—C39
骨および関節軟骨の悪性新生物	C40—C41
皮膚の黒色腫およびその他の皮膚の悪性新生物	C43—C44
中皮および軟部組織の悪性新生物	C45—C49
乳房の悪性新生物	C50
女性生殖器の悪性新生物	C51—C58
男性生殖器の悪性新生物	C60—C63
腎尿路の悪性新生物	C64—C68
眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69—C72
甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73—C75
部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76—C80
リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81—C96
独立した(原発性)多部位の悪性新生物	C97
上皮内新生物	D00—D09
性状不詳または不明の新生物①	D37—D48
血液および造血器の疾患ならびに免疫機構の障害②	D50—D89

備考

- ①たとえば、真正赤血球増加症<多血症>(D45)、骨髄異形成症候群(D46)、慢性骨髄増殖性疾患(D47.1)、本態性(出血性)血小板血症(D47.3)です。
- ②たとえば、ランゲルハンス細胞組織球症(D76.0)です。

表2 対象となる新生物の性状を表す第5桁コード

新生物の性状を表す第5桁コード
／2…上皮内癌
上皮内
非浸潤性
非侵襲性
／3…悪性、原発部位
／6…悪性、転移部位
悪性、続発部位
／9…悪性、原発部位または転移部位の別不詳

- (2)平成31年4月2日以降に診断確定された子宮頸部、膣部、外陰部および肛門部の中等度異形成(注)国際対がん連合(UICC)の「TNM分類」が「T0」のものは、対象となる悪性新生物・上皮内新生物に含まれません。

別表3 公的医療保険制度

「公的医療保険制度」とは、次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

1. 健康保険法
2. 国民健康保険法
3. 国家公務員共済組合法
4. 地方公務員等共済組合法
5. 私立学校教職員共済法
6. 船員保険法
7. 高齢者の医療の確保に関する法律

別表4 先進医療

「先進医療」とは、公的医療保険制度(別表3)の法律に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療として行われるもの(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。)をいいます。ただし、療養を受けた日現在、公的医療保険制度(別表3)の法律に定められる「療養の給付」に関する規定において給付対象となっている療養は除きます。

就業不能サポート制度		
給付金のお支払いについて		
項目	お支払いする場合	お支払内容
就業不能給付金	<p><第1回> 被保険者が所定の就業不能状態に該当し、その所定の就業不能状態が、その被保険者の保険期間満了時まで、不支給期間(注1)を超えて継続したとき</p> <p><第2回以降> 被保険者の保険期間満了時まで到来する第2回以降の各支払基準日において、直前の支払基準日から所定の就業不能状態が継続していたとき</p>	<p>基準給付金月額をお支払いします。 ※毎月の支払基準日まで継続することに1回、最大18回</p>
特定精神障害給付金	<p><第1回> 被保険者が特定就業不能状態に該当し、その特定就業不能状態が、その被保険者の保険期間満了時まで、不支給期間(注1)を超えて継続したとき</p> <p><第2回以降> 被保険者の保険期間満了時まで到来する第2回以降の各特定支払基準日において、直前の特定支払基準日から特定就業不能状態が継続していたとき</p>	<p>基準給付金月額をお支払いします。 ※毎月の特定支払基準日まで継続することに1回、最大18回</p>
初期支援給付金	<p>傷害または発病した疾病により、保険期間満了時までに第1回就業不能給付金が支払われる所定の就業不能状態に該当したとき</p> <p>特定精神障害により、保険期間満了時までに第1回特定精神障害給付金が支払われる特定就業不能状態に該当したとき</p>	<p>基準給付金月額の2分の1をお支払いします。</p>

(注1)「不支給期間」とは「不支給期間」とは、所定の就業不能状態が開始した日以降、その状態が継続した期間で、かつ、就業不能給付金の支払いの対象とならない期間をいい、その期間として日数をこの保険契約締結の際に引受保険会社の定める範囲内で保険契約者と引受保険会社が協議により定めます。

【就業不能給付金について】

- 「就業不能状態」とは、傷害または疾病により、病院(注2)もしくは診療所(注2)への治療を目的とした入院(注3)(注4)または医師の指示による自宅療養(注5)をしており、かつ、保険契約者と当社との協議にもとづいて締結される協定書に記載された業務に全く従事できない状態をいいます。
- 「所定の就業不能状態」とは、次のすべてを満たす就業不能状態をいいます。
 - ①その被保険者についての加入日(増額日)以後の就業不能状態であること
 - ②その被保険者についての加入日(増額日)以後に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因とする就業不能状態であること
 - ③その被保険者についての保険期間の満了時までに開始した就業不能状態であること
- 「支払基準日」とは、以下と定義します。
 - ①第1回支払基準日
第1回就業不能給付金の支払事由に該当した日(第1回就業不能給付金が支払われる場合に限ります。)
 - ②第2回以降の支払基準日
第1回の支払基準日が属する月の翌月以降の各月の第1回支払基準日の応当日(応当日のない月の場合は、その月の末日とします。)

(注2)病院、診療所

「病院」および「診療所」とは、次のいずれかに該当したものとします。
 (1)医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所(四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。)
 (2)上記(1)の場合と同等の日本国外にある医療施設

(注3)入院

「入院」とは、医師(柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。)による治療(柔道整復師による施術を含みます。)が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

(注4)治療を目的とした入院

美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療を伴わない人間ドック検査などのための入院は、「治療を目的とした入院」に該当しません。

(注5)自宅療養

「自宅療養」とは、傷害または疾病により、日常生活が制限を受けるかまたは制限を加えることを必要とするため、病院または診療所への通院などの最低限必要な外出を除き、活動範囲が家屋内に限られている状態をいいます。

【特定精神障害給付金について】

- 「特定精神障害」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10(2013年版)準拠」に記載された分類のうち次のものをいいます。
対象となる特定精神障害の分類コード

分類項目	分類コード
症状性を含む器質性精神障害	F00—F09(ただし、F00、F01、F02およびF03を除く)
統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	F20—F29
気分[感情]障害	F30—F39
神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害	F40—F48
生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群	F50—F59(ただし、F52、F54およびF55を除く)
成人の人格及び行動の障害	F60—F69
心理的発達障害	F80—F89(ただし、F80、F81、F82およびF83を除く)
小児<児童>期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害	F90—F98(ただし、F93、F94およびF98を除く)

- 「特定就業不能状態」とは、次のすべてを満たす就業不能状態をいいます。
 - ①その被保険者についてのこの特約の加入日(増額日)以後の就業不能状態であること
 - ②その被保険者についてのこの特約の加入日(増額日)以後に発生した特定精神障害を直接の原因とする就業不能状態であること
 - ③その被保険者についてのこの特約の保険期間の満了時までに開始した就業不能状態であること
- 「特定支払基準日」とは、以下と定義します。
 - ①第1回特定支払基準日
第1回の特定精神障害給付金の支払事由に該当した日(第1回の特定精神障害給付金が支払われる場合に限ります。)
 - ②第2回以降の特定支払基準日
第1回の特定支払基準日が属する月の翌月以降の各月の第1回特定支払基準日の応当日(応当日のない月の場合は、その月の末日とします。)

【初期支援給付金について】

- 初期支援給付金を以下の場合にお支払いします。
 - この特約の被保険者が、その被保険者のこの特約の保険期間満了時までに次のすべてを満たす所定の就業不能状態に該当したとき
 - ①その被保険者のこの特約の加入日(増額日)以後の所定の就業不能状態であること
 - ②その被保険者のこの特約の加入日(増額日)以後に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因とする所定の就業不能状態であること
 - ③その被保険者のこの特約の保険期間満了時までに開始した所定の就業不能状態であること
 - ④その被保険者について第1回就業不能給付金が支払われる所定の就業不能状態であること

- この特約の被保険者が、その被保険者のこの特約の保険期間満了時までに次のすべてを満たす特定就業不能状態に該当したとき
 - ①その被保険者のこの特約の加入日(増額日)以後の特定就業不能状態であること
 - ②その被保険者のこの特約の加入日(増額日)以後に発生した特定精神障害を直接の原因とする特定就業不能状態であること
 - ③その被保険者のこの特約の保険期間満了時までに開始した特定就業不能状態であること
 - ④その被保険者について第1回の特定精神障害給付金が支払われる特定就業不能状態であること

<給付金のお支払いに関するご注意>

- 被保険者が、就業不能給付金が支払われる所定の就業不能状態(以下「先発就業不能状態」といいます。)に該当し、その状態が終了した後、所定の就業不能状態(以下「後発就業不能状態」といいます。)に再び該当した場合で、次の①、②および③のいずれも満たすときには、先発就業不能状態および後発就業不能状態をあわせて1つの継続した所定の就業不能状態とみなします。なお、この場合、先発就業不能状態の終了日の翌日以降の支払基準日は、先発就業不能状態の第2回以降の支払基準日のうち後発就業不能状態に該当した日以降に到来する支払基準日とします(先発就業不能状態の終了日の翌日からその日を含めて後発就業不能状態に該当した日の前日までの期間については、就業不能給付金はお支払いできません。)。
 - ①先発就業不能状態および後発就業不能状態のそれぞれに該当する直接の原因となった傷害または疾病が、同一かまたは医学上重要な関係があると当社が認めたとき
 - ②先発就業不能状態の終了日の翌日からその日を含めて180日以内、かつ、この保険契約の保険期間満了時までに、後発就業不能状態に該当したとき
 - ③後発就業不能状態に該当した日からその日を含めて10日以上所定の就業不能状態が継続したとき
- ※なお、特定精神障害給付金については、就業不能給付金を「特定精神障害給付金」、所定の就業不能状態を「特定就業不能状態」、先発就業不能状態を「先発特定就業不能状態」、後発就業不能状態を「後発特定就業不能状態」、支払基準日を「特定支払基準日」、直接の原因となった傷害または疾病を「直接の原因となった特定精神障害」と読み替えます。
- 就業不能給付金の支払事由が複数の原因の併発により生じている場合であっても、その併発している期間について、就業不能給付金は重複してお支払いできません。
- 特定精神障害給付金の支払事由が複数の原因の併発により生じている場合であっても、その併発している期間について、特定精神障害給付金は重複してお支払いできません。
- 就業不能給付金の支払事由が生じた場合でも、その支払基準日の属する月と同月内に特定精神障害給付金の支払事由が生じているとき(特定精神障害給付金が支払われる場合に限り)には、就業不能給付金をお支払いできません。また、就業不能給付金の支払事由が生じたにもかかわらず就業不能給付金が支払われない場合、その支払事由の発生は、就業不能給付金の支払われる回数に算入しません。
- 保険契約者と当社の協議に基づき、被保険者が所定の就業不能状態に該当後、その状態が継続している間に次の①から③の事由のうちいずれかが発生した場合、それらの事由の発生以後に継続している所定の就業不能状態は、この保険契約(または特約)が有効中の所定の就業不能状態とみなす場合があります。
 - ①この保険契約(または特約)の保険期間が満了し、保険契約(または特約)が更新されないとき
 - ②この保険契約(または特約)が解約されたとき
 - ③その被保険者が加入資格を欠き、この保険契約から脱退したとき
- ※なお、特定精神障害給付金については、所定の就業不能状態を「特定就業不能状態」と読み替えます。

給付金のお支払いできない場合について

次のような場合には、給付金をお支払いできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。)

項目	お支払いできない主な場合
就業不能給付金	①契約者の故意または重大な過失 ②その被保険者の故意または重大な過失 ③その被保険者の犯罪行為 ④その被保険者の精神障害(注1) ⑤その被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ⑥その被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転をしている間に生じた事故 ⑦その被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ⑧その被保険者の薬物依存(注2) ⑨その被保険者の妊娠、出産(注3) ⑩頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛でいずれも他覚所見のないもの(原因の如何を問いません。) ⑪地震、噴火または津波(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。) ⑫戦争その他の変乱(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)
特定精神障害給付金(注4)	①契約者の故意または重大な過失 ②その被保険者の故意または重大な過失 ③その被保険者の犯罪行為 ④地震、噴火または津波(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。) ⑤戦争その他の変乱(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)
初期支援給付金	第1回就業不能給付金または第1回特定精神障害給付金をお支払いできない場合

(注1)精神障害

「精神障害」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10(2013年版)準拠」に記載された分類のうち次のものをいいます。(*1)

分類項目	分類コード
症状性を含む器質性精神障害	F00—F09(ただし、F00、F01、F02およびF03を除く)
精神作用物質使用による精神及び行動の障害(*2)	F10—F19
統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	F20—F29
気分[感情]障害	F30—F39
神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害	F40—F48
生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群	F50—F59(F54を除く)
成人の人格及び行動の障害	F60—F69
知的障害<精神遅滞>	F70—F79
心理的発達障害	F80—F89
小児<児童>期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害	F90—F98
詳細不明の精神障害	F99

(*1)分類コードF00(アルツハイマー病の認知症)、F01(血管性認知症)、F02(他に分類されるその他の疾患(パーキンソン病等)の認知症)、F03(詳細不明の認知症)およびF54(他に分類される障害又は疾病に関連する心理的又は行動的要因)に規定される内容は、免責事由に該当しません。

(*2)薬物依存に該当するものを除きます。

(注2)薬物依存

「薬物依存」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10(2013年版)準拠」に記載された分類のうち分類コードF11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

(注3)妊娠、出産

「妊娠、出産」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10(2013年版)準拠」に記載された分類のうち分類コードO00からO99までに規定される内容によるものとします。

(注4)下表の分類コードに該当するものは、特定精神障害には含まれず、特定精神障害給付金の支払対象とはなりません。

分類項目	分類コード
アルツハイマー病の認知症	F00
血管性認知症	F01
他に分類されるその他の疾患(パーキンソン病等)の認知症	F02
詳細不明の認知症	F03
他に分類される障害又は疾病に関連する心理的又は行動的要因	F54
性機能不全、器質性障害又は疾病によらないもの	F52
依存を生じない物質の乱用	F55
会話及び言語の特異的発達障害	F80
学習能力の特異的発達障害	F81
運動機能の特異的発達障害	F82
混合性特異的発達障害	F83
小児<児童>期に特異的に発症する情緒障害	F93
小児<児童>期及び青年期に特異的に発症する社会的機能の障害	F94
小児<児童>期及び青年期に通常発症するその他の行動及び情緒の障害	F98

総合医療サポート

保険金・給付金のお支払いについて

加入日以後に発病した疾病または発生した不慮の事故による傷害により、保険期間中に被保険者がつぎの「お支払いする場合」に該当したときは、保険金・給付金をお支払いします。

項目	お支払いする場合	お支払内容
災害入院給付金	不慮の事故による傷害で継続して2日以上入院されたとき	入院給付金日額×入院日数をお支払いします。 ※同一事故による入院は365日分、通算1,095日分がお支払限度です。
疾病入院給付金	疾病で継続して2日以上入院されたとき	入院給付金日額×入院日数をお支払いします。 ※1回の入院は365日分、通算1,095日分がお支払限度です。ただし、三大疾病の治療を目的とする入院はお支払限度の対象外です。
三大疾病入院給付金	三大疾病で継続して2日以上入院されたとき	入院給付金日額×入院日数をお支払いします。 ※お支払日数には限度がありません。
集中治療給付金	疾病または不慮の事故による傷害で所定の集中治療室管理を受けられたとき	集中治療室管理1日につき、入院給付金日額と同額をお支払いします。 ※お支払日数を通算して120日分がお支払限度です。
手術給付金	疾病または不慮の事故による傷害で所定の手術を受けられたとき	手術1回につき、入院給付金日額×(対象となる手術の種類に対する給付倍率)をお支払いします。 ※お支払回数には限度がありません。ただし、一部制限を設けている手術の種類があります。
手術後療養給付金	給付倍率40倍の手術給付金の支払われる手術を受けられ、手術の日から継続して30日以上入院されたとき	手術1回につき、手術を受けた日の入院給付金日額×10をお支払いします。 ※お支払回数には限度がありません。
死亡保険金	被保険者が保険期間中に死亡されたとき	死亡保険金額
高度障害保険金	被保険者が加入日以後に発生した傷害または疾病により保険期間中に所定の高度障害状態になられたとき	高度障害保険金額

●災害入院給付金と疾病入院給付金が重複する場合には、重複する期間については災害入院給付金のみをお支払いします。

●次の3つの入院は、疾病入院給付金のお支払対象となります。

- ①加入日以後に発生した、不慮の事故による傷害の治療を目的として、その事故の日から起算して180日を経過した後に開始した入院
- ②加入日以後に発生した、不慮の事故以外の外因による傷害の治療を目的とする入院
- ③加入日以後に開始した、異常分娩のための入院

【入院について】入院とは、次のすべての条件を満たすことを必要とします。

- 加入日以後に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因とし、保険期間中に開始した入院であること。
(注)被保険者がこの保険契約の更新後に、その被保険者についての加入日前に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因として入院した場合でも、その被保険者についての加入日から起算して2年を経過した後に入院を開始したときは、その入院はその被保険者についての加入日以後の原因によるものとみなします。
- 傷害または疾病の治療を目的とする入院であること。医師(柔道整復師法に定める柔道整復師を含む)による治療(柔道整復師による施術を含む)が必要であり、かつ、自宅などで治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念する入院であることとします。
(注)治療処置を伴わない人間ドック検査、美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術等による入院は「治療を目的とする入院」に該当しません。
- 「病院または診療所」とは、次のいずれかに該当したものとします。
医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所(四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。)または、同等の日本国外にある医療施設
(注)・分娩のための入院は、当社が異常分娩と認めた場合に限り、疾病を直接の原因とする入院とみなします。
・治療処置を伴わない人間ドック、美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術、薬物依存(モルヒネ、コカイン中毒等)等による入院は給付金支払の対象となりません。

【転入院または再入院された場合】

- 入院給付金のお支払いについて、転入院または再入院をした場合、転入院または再入院を証する書類があり、かつ、当社がこれを認めたときは、継続した1回の入院とみなします。

【2回以上入院された場合】

- 入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった不慮の事故による傷害または疾病が同一かまたは医学上重要な関係があると当社が認めたときは、1回の入院とみなします。ただし、各々の給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日から起算して180日経過後に開始した入院については、あらたな入院とみなします。

【入院中に保険期間が満了した場合】

- 入院給付金の支払事由に該当する入院中に保険期間が満了(高度障害で保険期間が満了した場合を含む)し、ご契約またはご契約のその被保険者に対応する部分が更新されない場合には、保険期間満了後のその入院については、保険期間中の入院とみなします。

●「不慮の事故」「三大疾病」「所定の集中治療室管理」「所定の手術」については、「ご契約のしおり 約款」をご参照ください。

<ご注意>

【三大疾病の治療を目的とした入院について】

- 三大疾病の治療を目的とした入院については、入院給付金のお支払制限(1入院365日、通算1,095日)はありません。対象となる三大疾病にはつぎのような事例があります。

悪性新生物・上皮内新生物(がん・上皮内がん)	1. 口唇、口腔および咽頭の悪性新生物 2. 消化器の悪性新生物 3. 呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物 4. 骨および関節軟骨の悪性新生物 5. 皮膚の黒色腫およびその他の皮膚の悪性新生物 6. 中皮および軟部組織の悪性新生物 7. 乳房の悪性新生物 8. 女性生殖器の悪性新生物 9. 男性生殖器の悪性新生物 10. 腎尿路の悪性新生物	11. 眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物 12. 甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物 13. 部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物 14. リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物 15. 独立した(原発性)多部位の悪性新生物 16. 上皮内新生物 17. 真正赤血球増加症<多血症>、骨髄異形成症候群、慢性骨髄増殖性疾患、本態性(出血性)血小板血症 18. ランゲルハンス細胞組織球症
急性心筋梗塞	19. 急性心筋梗塞 20. 再発性心筋梗塞	21. 急性心筋梗塞の続発合併症
脳卒中	22. くも膜下出血 23. 脳内出血 24. 脳梗塞	25. くも膜下出血の続発・後遺症 26. 脳内出血の続発・後遺症 27. 脳梗塞の続発・後遺症

- 対象となる三大疾病を直接の医学的原因とする続発症・合併症・後遺症であると引受保険会社が認めたものはその対象に含まれます。
- 「集中治療室管理」とは、所定の施設において、内科系、外科系を問わず、呼吸、循環、代謝その他の重篤な急性機能不全の患者に対して、医師の必要と認める治療看護を強力かつ集中的に行うことをいいます。(総合周産期特定集中治療室や新生児特定集中治療室における集中治療室管理は対象とはなりません。)

保険金・給付金のお支払いできない場合について

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。)

項目	お支払いできない主な場合
死亡保険金	●加入日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺によるとき(ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときは、死亡保険金をお支払いすることもありますので、引受生命保険会社にお問合わせください。) ●契約者の故意によるとき ●死亡保険金受取人の故意によるとき(ただし、その受取人が保険金の一部の受取人である場合は、その残額を他の受取人にお支払いします。) ●戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)
高度障害保険金	●被保険者の自殺行為または犯罪行為によるとき ●契約者の故意または重大な過失によるとき ●被保険者の故意または重大な過失によるとき ●戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)
災害入院給付金 疾病入院給付金 集中治療給付金 手術給付金 手術後療養給付金	●被保険者の薬物依存または自殺行為によるとき(ただし、災害入院給付金を除きます。) ●契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき ●被保険者の犯罪行為によるとき ●被保険者の精神障害の状態を原因とする事故によるとき ●被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき ●被保険者が法令に定める運転資格をもたないで運転している間に生じた事故によるとき ●被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき ●地震、噴火または津波によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。) ●戦争その他変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。) ●頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛でいずれも他覚所見のないとき(ただし、手術給付金・手術後療養給付金を除きます。)

三大疾病克服支援制度(初期給付型)

保険金・給付金のお支払いできない場合について

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。)

項目	お支払いできない主な場合
死亡保険金	●加入日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺によるとき(ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときは、死亡保険金をお支払いすることもありますので、引受生命保険会社にお問合わせください。) ●契約者の故意によるとき ●死亡保険金受取人の故意によるとき(ただし、その受取人が保険金の一部の受取人である場合は、その残額を他の受取人にお支払いします。) ●戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)
高度障害保険金	●被保険者の自殺行為または犯罪行為によるとき ●契約者の故意または重大な過失によるとき ●被保険者の故意または重大な過失によるとき ●戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)

セカンドライフサポート

保険金・給付金のお支払いについて

項目	お支払いする場合	お支払内容
死亡保険金	被保険者が保険期間中に死亡されたとき	死亡保険金額
高度障害保険金	被保険者が保険期間中に、加入日以後に発生した傷害または疾病により所定の高度障害状態になられたとき	高度障害保険金額

保険金・給付金のお支払いできない場合について

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。)

項目	お支払いできない主な場合
死亡保険金	●加入日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺によるとき(ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときは、死亡保険金をお支払いすることもありますので、引受生命保険会社にお問合わせください。) ●契約者の故意によるとき ●死亡保険金受取人の故意によるとき(ただし、その受取人が保険金の一部の受取人である場合は、その残額を他の受取人にお支払いします。) ●戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)

高度障害保険金	<ul style="list-style-type: none"> ●被保険者の自殺行為または犯罪行為によるとき ●契約者の故意または重大な過失によるとき ●被保険者の故意または重大な過失によるとき ●戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)
---------	---

その他

リビング・ニース特約と被保険者が保険金を請求できない特別な事情がある場合について

三大疾病克服支援制度(初期給付型)・セカンドライフサポート

リビング・ニース特約とは、被保険者の余命が6か月以内と判断されるとき、この特約が付加されているご契約の死亡保険金の全部または一部を被保険者にお支払いする特約です。

医療費支援制度・就業不能サポート制度

●給付金受取人が被保険者の場合で、被保険者が給付金を請求できない特別な事情^注があるときは、被保険者があらかじめ指定した次の方(指定代理請求者)が、その事情を示す書類その他所定の書類を提出して、被保険者に代わって給付金を請求することができます。

^注「特別な事情」とは、たとえば、被保険者本人が、事故や病気などで寝たがりの状態になり、給付金のご請求を行なう意思表示が困難な場合を指します。

●指定代理請求者は、給付金のご請求時において、次の1～5のうちのいずれかの方となります。

1. 被保険者の戸籍上の配偶者
2. 被保険者の直系血族
3. 被保険者の兄弟姉妹
4. 被保険者の3親等内の親族
5. 次のいずれかの方。ただし、その事実が確認でき、かつ、給付金受取人のために給付金を請求する適切な関係があると引受保険会社が認められた方に限ります。
 - A. 上記1～4以外の方(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方など)で、被保険者と同居している方
 - I. 被保険者から委任を受ける等により、被保険者の財産の管理を行なっている方(法人を除く)

●お支払いした給付金は、指定代理請求者ではなく、被保険者本人に帰属します。

●給付金を指定代理請求者にお支払いした場合には、その後重複して給付金をご請求いただいてもお支払いできません。

●ご契約内容について指定代理請求者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はご契約者または被保険者にお問い合わせがあったことをお知らせせずに、指定代理請求者の権限の範囲で、回答することがあります。

●指定代理請求者に給付金をお支払いした後、ご契約者または被保険者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はその給付金のお支払い状況について事実に基づき回答いたします。この結果、ご契約者または被保険者にお支払いの事実などを知られることがあります。

*給付金のご請求時に指定代理請求者が未成年者・成年被後見人・破産者で復権を得ない者の場合は指定代理請求者からのご請求はできません。また、指定代理請求者の親権者・後見人からの代理請求もできません。

*給付金の支払い事由を故意に生じさせた者、または故意に被保険者が給付金をご請求できない特別な事情を招いた者は指定代理請求者としての取扱いを受けることはできません。

●指定代理請求者となられる方へ、あらかじめ「ご契約の内容」および「そのご契約の指定代理請求者であること」を必ずお知らせください。

総合医療サポート・三大疾病克服支援制度(初期給付型)・セカンドライフサポート

●代理請求特約[Y]の付加により、被保険者が受取人となる保険金・給付金について、被保険者本人が請求できない特別な事情^注がある場合に、被保険者があらかじめ指定した次の方(指定代理請求者)が、その事情を示す書類その他所定の書類を提出して、被保険者に代わって保険金・給付金を請求することができます。

^注「特別な事情」とは、たとえば、被保険者本人が、事故や病気などで寝たがりの状態になり、保険金・給付金のご請求を行なう意思表示が困難な場合を指します。

●指定代理請求者は、保険金・給付金のご請求時において、次の1～5のうちのいずれかの方となります。

1. 被保険者の戸籍上の配偶者
2. 被保険者の直系血族
3. 被保険者の兄弟姉妹
4. 被保険者の3親等内の親族
5. 次のいずれかの方。ただし、その事実が確認でき、かつ、受取人のために保険金・給付金を請求する適切な関係があると当社が認められた方に限ります。
 - A. 上記1～4以外の方(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方など)で、被保険者と同居している方
 - I. 被保険者から委任を受ける等により、被保険者の財産の管理を行なっている方(法人および法人の代表者を除く)

*保険金・給付金のご請求時に指定代理請求者が未成年者・成年被後見人・破産者で復権を得ない者の場合は指定代理請求者としての取扱いを受けることはできません。また、指定代理請求者の親権者・後見人からの代理請求もできません。

*保険金・給付金の支払事由を故意に生じさせた者、または故意に被保険者が保険金・給付金をご請求できない特別な事情を招いた者は指定代理請求者としての取扱いを受けることはできません。

●死亡保険金受取人が法人である場合、代理請求特約[Y]を付加することはできません。

●お支払いした保険金・給付金は、指定代理請求者ではなく、被保険者本人に帰属します。

●保険金・給付金を指定代理請求者にお支払いした場合には、その後重複して保険金・給付金をご請求いただいてもお支払いできません。

●ご契約内容について指定代理請求者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はご契約者または被保険者にお問い合わせがあったことをお知らせせずに、指定代理請求者の権限の範囲で、回答することがあります。

●指定代理請求者に保険金・給付金をお支払いした後、ご契約者または被保険者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はその保険金・給付金のお支払い状況について事実に基づき回答いたします。この結果、ご契約者または被保険者にお支払いの事実などを知られることがあります。

●指定代理請求者の取扱いなど代理請求特約[Y]の詳細は「ご契約のしおり 約款」に記載されています。必ずご確認ください。

●指定代理請求者となられる方へ、あらかじめ「ご契約の内容」および「そのご契約の指定代理請求者であること」を必ずお知らせください。

保険金・給付金のご請求について

保険金・給付金を請求する権利は、お支払事由が発生してから3年間ご請求が無いと、消滅しますのでご注意ください。

社員権について

相互会社においては、契約者が「社員(構成員)」として会社の運営に参加する仕組みとなっていますが、契約者が団体の契約の場合のご加入者(被保険者)や、剰余金の分配のない契約の契約者は社員とはなりません。したがって本パンフレット記載の保険契約について、被保険者には総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。

ご照会・ご相談窓口について

【ご照会・ご相談窓口】

●制度内容等に関するご照会、ご相談は本パンフレット記載の団体窓口にお問い合わせください。

●この制度に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。

●一般社団法人生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(ホームページアドレス「https://www.seiho.or.jp/」)

●なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

保護機構について

●引受保険会社は、生命保険契約者保護機構(以下「保護機構」といいます。)に加入しています。保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、保護機構までお問い合わせください。詳しくは、ホームページアドレス「https://www.seihohogo.jp/」をご覧ください。

14 保険金等のお支払いについて 三大疾病克服支援制度(70歳継続型)

保険金のお支払い

死亡保険金は保険期間中に死亡した場合に、高度障害保険金は加入日(*)以後に(業務上業務外を問わず)発生した傷害または疾病により保険期間中に所定の高度障害状態になられたときにお支払いします。引受会社の職員または引受会社で委託した確認担当者が、保険金等のご請求の際、ご請求内容等について確認する場合があります。高度障害状態とは身体障害の程度が加入日(*)以後に発生した傷害または疾病によりつぎの1項目に該当する場合をいいます。

【高度障害状態とは】

1. 両眼の視力を全く永久に失ったとき
 2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったとき
 3. 中枢神経系、精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するとき
 4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき
 5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき
 6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき
 7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったとき
- *「常に介護を要するとき」とは食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分でできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

お支払いできない場合について(解除・免責等)

次のような場合には、保険金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。)

●告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が告知義務違反により解除となったとき

●契約者、被保険者または受取人が保険金を詐取する目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由に該当し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が解除となった場合

●保険料のお払込みがなく、ご契約が失効したとき

●契約者もしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が取消しとなったとき(告知義務違反の態様が特に重大な場合には、詐欺としてご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分を取消しとさせていただきます。また、2年経過後にも取り消しとなる場合があります。)

●契約者もしくは被保険者に保険金の不法取得目的があつて、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が無効となったとき

1.死亡保険金について

①加入日(*)からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺によるとき(ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときなどは、死亡保険金をお支払いする場合もあります。)

②契約者の故意によるとき

③死亡保険金受取人の故意によるとき

④戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)

2.高度障害保険金について

①被保険者の自殺行為または犯罪行為によるとき

②契約者の故意または重大な過失によるとき

③被保険者の故意または重大な過失によるとき

④戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)

リビング・ニース特約

【保険金のお支払事由について】

●ご請求の際に被保険者の余命が6か月以内と判断されるとき。ただし、保険期間(更新される場合は更新後の保険期間を含みます。)満了前1年間は、リビング・ニース特約による保険金の請求はできません。

●死亡保険金の全部をお支払いした場合には、ご契約は請求日に消滅します。

●余命6か月以内とは、ご請求の際に、日本で一般的に認められた医療による治療を行っても余命が6か月以内であることを意味します。余命の判断は、医師の診断に基づき、ご請求時における被保険者の状態について行います。なお、次の場合などは「被保険者の余命が6か月以内と判断されるとき」に該当しません。

(1)被保険者の余命が6か月以内と医師により診断された後、身体の状態が回復した等の理由によって、ご請求時においては余命が6か月以内ではなくなったと判断される場合

(2)被保険者の余命が6か月以内と医師により診断された後、ご請求の前に被保険者が死亡された場合

【ご請求について】

●ご請求額はこの特約が付加されているご契約の死亡保険金額の範囲内、かつ被保険者お1人について通算して3,000万円以内です。複数のご契約にリビング・ニース特約を付加されている場合、同一被保険者についてご請求いただいた指定保険金額が通算して3,000万円をこえたときは、そのこえる部分については、特約による保険金のお支払いはできません。

●「死亡保険金額」は、リビング・ニース特約による保険金のご請求日における「無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)」の死亡保険金額です。

●この特約による保険金をご請求いただけるのは被保険者です。ただし、被保険者がご請求いただけない特別な事情があるときは、被保険者があらかじめ指定した「指定代理請求者」が被保険者の代理人としてこの特約による保険金をご請求いただけます。

●ご請求に際しては、担当医師の診断書等が必要となります。また、事実の確認のため、当社指定の医師による診断を求める場合や担当医師に確認を求める場合があります。

【お支払金額について】

●被保険者からご請求いただいた指定保険金額から、6か月間の指定保険金額に対する利息と6か月分の指定保険金額に対する保険料の現価を差し引いた金額をお支払いします。

【リビング・ニース特約による保険金をお支払いできない場合について】

●つぎのいずれかにより、リビング・ニース特約による保険金のお支払事由が生じた場合、この特約による保険金のお支払いはできません。

(1)被保険者の自殺行為または犯罪行為によるとき

(2)ご契約者・被保険者または指定代理請求者の故意によるとき

(3)戦争その他の変乱によるとき

●この特約の付加されているご契約が、告知義務違反によって解除となった場合は、この特約による保険金はお支払いできません。また、すでにこの特約による保険金を支払っていたときは、この特約による保険金の返還を請求します。

(*)保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

にご注意ください。三大疾病克服支援制度(70歳継続型)の保険金等のお支払い

⑮ 互助会員ではなくなった場合の取扱い

互助会員ではなくなった場合の取扱い(詳細は、別途ご案内いたします。)

「ライフサポート保険(緊急一時金・長期生活資金)」(団体定期保険部分・新・団体定期保険部分)・「医療費支援制度」

退職・人事交流(知事部局への出向、市町村教育委員会への派遣)等で一般財団法人埼玉県教職員互助会会員ではなくなった方も、希望により団体扱いで70歳まで継続(満了時保険年齢71歳)できます。保険期間満了日は、ご加入者(被保険者)が更新日時点で加入資格を満たす直後の更新日の前日までです。

就業不能サポート制度

退職・人事交流(知事部局への出向、市町村教育委員会への派遣)等で一般財団法人埼玉県教職員互助会会員ではなくなった方は、継続することはできません。

総合医療サポート・三大疾病克服支援制度(初期給付型)

退職・人事交流(知事部局への出向、市町村教育委員会への派遣)等で一般財団法人埼玉県教職員互助会会員ではなくなった方も、団体扱いで70歳まで継続(満了時保険年齢71歳)できます。70歳満了時に個人扱いの80歳満期型(継続可能保険年齢79歳、満了時保険年齢80歳)に加入することができます。(保険料は変更となります。)

総合医療サポート・三大疾病克服支援制度(初期給付型)の、保険期間満了日は、ご加入者(被保険者)が更新日時点で加入資格を満たす直後の更新日の前日までです。個人扱いの保険期間満了日は、ご加入者(被保険者)が保険期間中に満期年齢(保険年齢)をむかえられた直後の更新日の前日までです。更新日時点で満期年齢(保険年齢)に達している場合は継続加入できませんのでご注意ください。

記載の保険商品について、今後の環境変化等により取扱内容(販売休止を含む)を変更させていただく可能性があります。

代理請求特約[Y]について

代理請求特約[Y]の付加により、被保険者が受取人となる保険金について、被保険者本人が請求できない特別な事情(注)がある場合に、被保険者があらかじめ指定した次の方(指定代理請求者)が、その事情を示す書類その他所定の書類を提出して、被保険者に代わって保険金を請求することができます。(注)「特別な事情」とは、たとえば、被保険者本人が、事故や病気などで寝たきりの状態になり、保険金のご請求を行なう意思表示が困難な場合を指します。

指定代理請求者は、保険金のご請求時において、次の1～5のうちのいずれかの方となります。

1. 被保険者の戸籍上の配偶者
2. 被保険者の直系血族
3. 被保険者の兄弟姉妹
4. 被保険者の3親等内の親族
5. 次のいずれかの方。ただし、その事実が確認でき、かつ、受取人のために保険金を請求する適切な関係があると当社が認めた方に限ります。
 - A. 上記1～4以外の方(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方など)で、被保険者と同居している方
 - イ. 被保険者から委任を受ける等により、被保険者の財産の管理を行なっている方(法人および法人の代表者を除く)

* 保険金のご請求時に指定代理請求者が未成年者・成年被後見人・破産者で復権を得ない者の場合は指定代理請求者としての取扱いを受けることはできません。また、指定代理請求者の親権者・後見人からの代理請求もできません。

* 保険金の支払事由を故意に生じさせた者、または故意に被保険者が保険金をご請求できない特別な事情を招いた者は指定代理請求者としての取扱いを受けることはできません。

死亡保険金受取人が法人である場合、代理請求特約[Y]を付加することはできません。

お支払いした保険金は、指定代理請求者ではなく、被保険者本人に帰属します。保険金を指定代理請求者にお支払いした場合には、その後重複して保険金をご請求いただいてもお支払いできません。ご契約内容について指定代理請求者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はご契約者または被保険者にお問い合わせがあったことをお知らせせずに、指定代理請求者の権限の範囲で、回答することがあります。指定代理請求者に保険金をお支払いした後、ご契約者または被保険者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はその保険金のお支払い状況について事実に基づき回答いたします。この結果、ご契約者または被保険者にお支払いの事実などを知られることがあります。

指定代理請求者の取扱いなど代理請求特約[Y]の詳細は「ご契約のしおり 約款」に記載されています。必ずご確認ください。

指定代理請求者となられる方へ、あらかじめ「ご契約の内容」および「そのご契約の指定代理請求者であること」を必ずお知らせください。

ご契約の詳細

ご契約の詳細は、「ご契約のしおり 約款」に記載されています。「ご契約のしおり 約款」は、ご契約についての大切な事項、必要な保険の知識等についてご説明しています。明治安田生命までお問い合わせください。

【「ご契約のしおり 約款」記載事項の例】

- お申込の撤回(クーリング・オフ)について
- 健康状態等の告知義務について
- 保険金等をお支払いできない場合について
- 解約と返戻金について
- 契約内容の変更等について
- 「生命保険契約者保護機構」について

【お取扱できない事項の例】

- ・保険期間中の保障額の増額・減額はできません
- ・保険期間の変更はできません
- ・保険料の払込方法の変更はできません

保険会社からのお願い・ご注意

<保険金のご請求について>

- 保険金の支払事由が生じたときは、すみやかにご所属の団体(以下「保険契約者」といいます。)にご連絡のうえ、保険契約者を經由して引受会社にご請求ください。
- 保険金を請求する権利は、お支払事由が発生してから3年間ご請求が無いと、消滅しますのでご注意ください。
- ご請求があった場合で、引受会社が必要と認めるときには医療機関等へ事実の確認に伺う場合があります。

<改姓、ご家族の異動、受取人の変更等について>

- ご加入の本人・配偶者に被保険者としての資格がなくなった場合にはすみやかに保険契約者を經由して引受会社にご通知ください。
- 被保険者の改姓や、死亡保険金受取人の変更等の場合には、すみやかに保険契約者を經由して引受会社にご通知ください。
- 被保険者の遺言により死亡保険金受取人を変更することはできません。
- 死亡保険金受取人の変更は、保険契約者を經由して引受会社へご通知ください(変更内容はその通知が引受会社に到達したとき、保険契約者が通知を発信した日に遡って効力を生じます)。ただし、その通知が引受会社に到達する前に変更前の受取人に保険金をお支払いした場合には、お支払後に変更後の受取人からご請求をうけても保険金をお支払いいたしません。

保険料のお払込方法が一般被保険者と異なる場合には、この保険のお取扱いをいたしかねますのでご了承願います。ただし、保険期間中に退職等される際は、(新)年払の口座振替扱に変更、または退職時等に保険料の一括払込みをしていただければ、残りの保険期間についてはご継続いただけます。なお、その後は保険料の割引制度の適用がなくなりますので、保険料が高くなる場合があります。

- * この保険には満期保険金はありません。
- * この保険には自動振替貸付制度はありません。
- * 現金貸付・払済保険・延長保険のお取扱いはいたしません。

※当社は相互会社であり、ご契約者が「社員」(構成員)として会社の運営に参加する仕組みとなっています。相互会社においては、剰余金の分配のある保険契約のご契約者は社員となりますが、この保険契約は剰余金の分配のない契約ですので、この保険のご契約者は社員とはなりません。したがって、総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。

※引受会社の担当者(生命保険募集人)は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからの保険契約のお申込みに対して引受会社が承諾したときに有効に成立します。

※この制度は生命保険会社と締結した7大疾病保障特約付、がん・上皮内新生物保障特約付、リビング・ニース特約付、代理請求特約[Y]付集団無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)契約に基づき運営します。

引受会社 **明治安田生命保険相互会社 公法人第三部法人営業第一部**
〒110-0006 東京都台東区秋葉原5-9 明治安田生命秋葉原ビル 8F TEL(03-5289-7587)

個人情報に関するご注意

契約者と引受保険会社からのお知らせ

当該保険の運営にあたっては、契約者は加入対象者(被保険者)の個人情報<氏名、性別、生年月日、健康状態等>(以下、「個人情報」といいます。)を取り扱い、契約者が保険契約を締結する保険会社(共同取扱会社を含みます。以下同じ。)へ提供いたします。契約者は、当該保険の運営において入手する個人情報を、本保険の事務手続きのため使用いたします。保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、子会社・関連会社・提携会社等を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、その他保険に関連・付随する業務のため使用(注)し、また、必要に応じて、契約者、他の保険会社、再保険会社に上記目的の範囲内で提供します。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引き続き契約者および保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。

記載の保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。
(注)保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

なお、引受保険会社の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ(明治安田生命保険相互会社：<https://www.meijiyasuda.co.jp/>)をご参照ください。

ー死亡保険金(給付金)受取人および指定代理請求者の指定に際しご注意くださいー

指定された死亡保険金(給付金)受取人、および指定代理請求者の個人情報については、上記の加入対象者(被保険者)の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、死亡保険金(給付金)受取人、および指定代理請求者にその旨をご説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

【医療費支援制度】

「医療保障保険契約内容登録制度」について～あなたのご契約内容が登録されます～

明治安田生命保険相互会社(以下、「明治安田生命」といいます。)は、一般社団法人生命保険協会および一般社団法人生命保険協会加盟の他の各生命保険会社(以下「各生命保険会社等」といいます。)とともに、無配当団体医療保険または医療保障保険(団体型・個人型)契約(以下「医療保障保険契約」といいます。)のお引受けの判断の参考とすることを目的として、「医療保障保険契約内容登録制度」に基づき、明治安田生命の医療保障保険契約に関する下記の登録事項を共同して利用しております。

医療保障保険契約のお申込みがあった場合、明治安田生命は、一般社団法人生命保険協会に、医療保障保険契約に関する下記の登録事項の全部または一部を登録します。ただし、医療保障保険契約をお引受けできなかったときは、その登録事項は消去されます。

一般社団法人生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について医療保障保険契約のお申込みがあった場合、一般社団法人生命保険協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、医療保障保険契約のお引受けの判断の参考とさせていただくために利用されることがあります。

なお、登録の期間およびお引受けの判断の参考とさせていただく期間は、契約日から医療保障保険契約の消滅時までとします。
各生命保険会社等はこの制度により知り得た内容を、医療保障保険契約のお引受けの判断の参考とする以外に用いることはありません。

また、各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を他に公開いたしません。
明治安田生命の医療保障保険契約に関する登録事項については、明治安田生命が管理責任を負います。契約者または被保険者は、明治安田生命の定める手続に従い、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報の保護に関する法律に遵守した対応がされずに登録事項が取扱われている場合、明治安田生命の定める手続に従い、利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。上記各手続きの詳細については、明治安田生命コミュニケーションセンター(電話 0120-662-332)にお問い合わせください。

【登録事項】 (1)被保険者の氏名、生年月日および性別 (2)保険契約の種類(無配当団体医療保険、医療保障保険(団体型・個人型))
(3)治療給付率 (4)入院給付金日額または基準給付金額
(5)保険契約の種類が無配当団体医療保険または医療保障保険(団体型)の場合、契約者名
(6)保険契約の種類が医療保障保険(個人型)の場合、契約者の住所(市・区・郡までとします。) (7)契約日

※その他、正確な情報の把握のため、契約および申込の状態に関して相互に照会することがあります。

※「医療保障保険契約内容登録制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ(<https://www.seiho.or.jp/>)の「加盟会社」をご参照ください。

変更・脱退の取扱い

当制度の保険期間は1年であるため、令和4年9月1日(木)～11月25日(金)の手続き期間以外の変更・脱退は原則取り扱えません。この手続き期間中に「加入申込書兼告知書」にて受け付けます。

お申込み方法

【ライフサポート保険(長期生活資金)・ライフサポート保険(緊急一時金)・医療費支援制度・就業不能サポート制度・総合医療サポート・三大疾病克服支援制度(初期給付型)】
所定の申込書に必要事項を記入・押印のうえ、ご提出ください。既にご加入の方で、申込書の提出がない場合は、自動更新として取り扱います。

【三大疾病克服支援制度(70歳継続型)・セカンドライフサポート】
所定の申込書に必要事項を記入・押印のうえ、ご提出ください。

お問い合わせ先

◎制度内容に関するお問い合わせ

一般財団法人 埼玉県教職員互助会 福利課 互助福祉担当

048-830-6706

〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目14番21号



Webからもお問い合わせができます

◎その他お問い合わせ

明治安田生命保険相互会社 公法人第三部法人営業第一部

03-5289-7587

〒110-0006 東京都台東区秋葉原5-9 明治安田生命秋葉原ビル8階